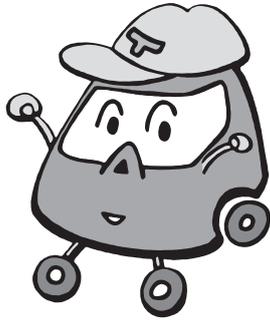


兵ト協ニュース

2009.5 No.274



日岡山公園(加古川市)



もくじ

| | |
|--|----|
| ○ 行政からのお知らせ | |
| (国土交通) 平成21年度自動車事故対策費補助金(大型車の衝突被害軽減ブレーキ) に係る交付申請の受付期間等について…………… | 1 |
| 自動車検査業務等実施要領の一部改正について…………… | 2 |
| (経済産業) 改正省エネ法に関する企業向け説明会のご案内…………… | 3 |
| (厚生労働) 精神障害等の労災補償について…………… | 5 |
| (環 境) 環境性能に優れた自動車の取得・継続保有に対する 「自動車重量税」「自動車取得税」が免除・軽減されます…………… | 8 |
| ○ 神戸市消防局からのお知らせ…………… | 12 |
| ○ 自動車事故対策機構からのお知らせ…………… | 13 |
| ○ 事務局からのお知らせ | |
| 第37回トラックドライバー・コンテスト兵庫県大会開催のお知らせ…………… | 14 |
| 運輸安全マネジメント研修会 下請・荷主適正取引推進研修会のご案内…………… | 18 |
| 平成21年度「中小企業大学校講座」受講促進制度のご案内…………… | 20 |
| 平成21年度トラック運転者等の「睡眠時無呼吸症候群」 スクリーニング検査助成制度実施要綱…………… | 22 |
| 平成21年度ドライブレコーダー導入助成金交付要綱…………… | 25 |
| 平成21年度衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付要綱…………… | 28 |
| 平成21年度安全装置等導入促進助成金交付要綱…………… | 30 |
| 県下の小学新一年生への「交通安全啓発下敷き、定規」贈呈式を行いました…………… | 33 |
| ○ 陸災防のページ…………… | 34 |
| ○ 会員だより…………… | 45 |
| ○ 協会日誌…………… | 47 |



行政からのお知らせ



国土交通

国自技第299号の2
平成21年3月30日

社団法人 全日本トラック協会会長 殿

自動車交通局技術安全部
技術企画課長

平成21年度自動車事故対策費補助金(大型車の衝突被害軽減ブレーキ)に係る交付申請の受付期間等について

平成21年度自動車事故対策費補助金のうち、大型車の衝突被害軽減ブレーキの導入事業に係る補助金の執行については、「自動車事故対策費補助金交付要綱」(昭和55年9月12日付け自保第151号)、「自動車事故対策費補助金交付要綱実施要領」(平成10年6月17日付け自保第128号の2)、「自動車事故対策費補助(自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業の部)に関する運用方針」(平成10年6月17日付け自保第128号の3)に基づくもののほか、以下のとおり取り扱うものとするので、貴協会の会員に対し十分説明する等して、事業内容等につき会員の理解を得られるよう努められたい。

なお、以下の取り扱いについては、今後、申請受付期間中の申請状況において予算枠に達した場合には、その日をもって受付を締め切ることとする。また、その旨については、翌日公表するものとする。

◎通常申請(要綱第4条)の受付期間及び申請対象車両

- (1) 申請受付期間 平成21年4月1日～平成22年1月31日
- (2) 申請対象車両 申請日から契約・登録まで一ヶ月以上の期間があり、かつ、平成22年3月31日までに登録されるもの

* なお、申請受付期間の申請状況等により、上記以外に、申請受付期間及び申請対象車両の変更、追加的な申請受付期間の設定、申請枠の設定等を行う場合がある。

* 以上の各期間中、土日・祝日は除くものとする。

自動車検査業務等実施要領の一部改正について

平成21年3月
技術企画課
環境課

1. 改正の概要

(1) 職権打刻関係（第2章及び第6章関係）

道路運送車両法第32条に規定される職権打刻について、これまでの刻印を車台等に打ち付ける方法に替わる新たな打刻手法の実用性について検討を行った結果、あらかじめ打刻が施された金属プレート及び封印を車台等へ標示する方式は、職権打刻として妥当なものであることから、これを導入することとした。

(2) 原動機の型式欄の記載（3-4-6）

電気式ハイブリッド自動車等複数の原動機により駆動する自動車の原動機の型式欄の記載を規定することとした。

(3) 自動車検査証備考欄の記載（3-4-19）

- ① バイオディーゼル100%燃料を併用する場合には、その原料にかかわらず、車両使用上の注意喚起が必要であることから記載内容を修正した。
- ② ガソリン、LPG、CNG又は軽油を燃料とする自動車であって、原動機として内燃機関及び電動機を備え、かつ、当該自動車の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置に充電する機能及び蓄電装置を充電するための外部充電装置を備えた自動車にあっては、その旨を備考欄に記載することとした。
- ③ 改正揮発油品確法に基づく試験研究計画のための特例措置を受けた場合、混合率5%を超える高濃度バイオディーゼル燃料を販売または消費することが可能となった。このことから、当該車両が特例措置による高濃度バイオディーゼル燃料を併用していることを明確にできるよう備考欄に記載することとした。
- ④ 圧縮水素又は液体水素を燃料とし、燃料電池スタック及び電動機を備えた自動車にあっては、その旨を備考欄に記載することとした。
- ⑤ 重度の傷病者でその居宅において療養しているものについて、いつでも必要な往診をすることができる体制を確保している医療機関が、当該傷病者について必要な緊急の往診を行う医師を、当該傷病者の居宅にまで輸送するために使用する自動車にあっては、その旨を備考欄に記載することとした。

(4) 限定検査証（その2）（3-8関係）

窓口業務の簡素化を目的として、限定検査証（その2）を電子情報処理組織（Motas）を用いて出力することとしたことにもなう改正。

2. 施行日

平成21年4月1日

（ただし、1.（1）については、平成21年7月1日）

平成21年4月8日

各 位

経済産業省資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー対策課

改正省エネ法に関する企業向け説明会のご案内
～ 省エネ法が変わります。平成21年4月から準備が必要です。～

本年4月下旬から6月にかけて全国9カ所において事業者団体等の会員企業向けの説明会の開催を予定しております。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、別添の説明会のご案内について会員企業の方に周知いただけますようお願い申し上げます。

度重なるお願いによりご面倒をおかけして誠に恐縮ですが、改正省エネ法の重要性について何卒ご理解を賜り、ご協力いただけますようよろしくお願い申し上げます。

敬具



改正省エネ法に関する企業向け説明会について

1. 開催日時・場所

| 地 域 | 日 時 | 時 間 | 定 員 | 場 所 |
|-----|----------|--------|------|-----------------|
| 近 畿 | 5月1日(金) | 10:00～ | 150名 | 近畿経済産業局第1別館大会議室 |
| | 5月8日(金) | 10:00～ | 150名 | |
| | 5月15日(金) | 10:00～ | 150名 | |
| | | 14:00～ | 150名 | |
| | 5月22日(金) | 10:00～ | 150名 | |
| | | 14:00～ | 150名 | |

2. 対象者

企業全体で1年間のエネルギー使用量が1,500kl（原油換算値）以上が見込まれる事業者の方（詳細は「6. 改正省エネ法の概要」参照）

3. 説明会の主な内容

- (1) 現行省エネ法の概要
 - (2) 改正省エネ法のポイント
 - ①事業所単位から事業者（企業）単位への規制体系の変更
 - ②フランチャイズチェーンの扱い
 - ③エネルギー管理統括者・エネルギー管理企画推進者の選任
 - ④今後の手続スケジュール
 - ⑤平成21年度に実施すべきこと
- など

4. 申し込み方法

下記の資源エネルギー庁ホームページ（平成20年度省エネ法改正の概要）をご覧ください。

赤字にて記載してある「各経済産業局において改正省エネ法説明会実施中！詳細は以下をご参照下さい。」をご覧ください、各経済産業局ごとの申し込み方法に従い、お申込み願います。

○資源エネルギー庁ホームページアドレス

<http://www.enecho.meti.go.jp/topics/080801/080801.htm>

5. 問い合わせ先

近畿経済産業局エネルギー対策課

〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44

電話 06-6966-6043 FAX 06-6966-6089

精神障害等の労災補償について

近年、仕事のストレス（業務による心理的負荷）が原因でうつ病などの精神障害になったとして労災請求されるケースが増えています。

厚生労働省では、精神障害の労災請求事案の業務上外を判断するため、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」（以下「判断指針」といいます。判断指針の全体は厚生労働省ホームページをご覧ください。）を策定しています。

以下、この判断指針の概要をご説明するとともに、心理的負荷による精神障害の労災認定事例をご紹介します。

このリーフレットをご覧いただき、業務による心理的負荷が原因となって発病したと考えられる方は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までご相談ください。

また、ご担当の医師の方も、業務による心理的負荷が原因となって発病したと考えられる患者さんに対して、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署への相談を勧めてくださいますようお願いいたします。

判断指針の概要

（精神障害の業務上外の判断）

労働者が発病する精神障害は、以下の要因が複雑に関連しています。

- ① 事故や災害の体験、仕事の失敗、過重な責任の発生等の業務による心理的負荷
- ② 私生活での出来事等の業務以外の心理的負荷
- ③ 精神障害の既往歴等の側面要因

そこで、次の3つの要件のいずれをも満たす精神障害を業務上として認定しています。

- （1） 国際疾病分類であるICD-10の第V章「精神及び行動の障害」に分類される精神障害（例えば、うつ病等「気分（感情）障害」、重度ストレス反応等「神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害」）を発病していること
- （2） 当該精神障害の発病前おおむね6か月の間に、客観的に当該精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷が認められること
- （3） 業務以外の心理的負荷及び側面要因により当該精神障害を発病したとは認められないこと



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労災補償関係のリーフレットは以下の厚生労働省ホームページでも入手できます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken.html>

判断指針の概要

(業務による心理的負荷の評価)

原則として次の①又は②のいずれかに当たる場合に、精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷があったと判断されます。

出来事の心理的負荷の強度

出来事に伴う変化等の心理的負荷

①

「Ⅲ」

かつ

相当程度過重

②

「Ⅱ」

かつ

特に過重

ただし、以下の場合については、それ自体で精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷があったと判断されます。

- ・ 生死に関わる事故への遭遇等心理的負荷が極度のもの
- ・ 業務上の傷病により6か月以上療養中の者が極度の苦痛を伴った場合
- ・ 生理的に必要な最小限度の睡眠時間を確保できないほどの極度の長時間労働

出来事の心理的負荷の強度

出来事の心理的負荷の強度は「Ⅰ」、「Ⅱ」、「Ⅲ」の三段階で評価しています。

- 心理的負荷の強度が「Ⅰ」とは、
日常的に経験する心理的負荷で一般的に問題とならない程度の心理的負荷
例：自分の昇進・昇格があった
上司が変わった
- 心理的負荷の強度が「Ⅲ」とは、
人生の中でまれに経験することもある強い心理的負荷
例：大きな病気やケガをした
退職強要された
- 心理的負荷の強度が「Ⅱ」とは、
上記「Ⅰ」、「Ⅲ」の中間に位置する心理的負荷
例：新規事業の担当となった
ノルマが達成できなかった

※その他どのような出来事がいずれの心理的負荷の強度になるかについて等詳細は判断指針の該当箇所をご覧ください。



出来事に伴う変化等の心理的負荷

- 「相当程度過重」とは、
同種の労働者と比較して業務内容が困難で、業務量も過大である等が認められる状態
- 「特に過重」とは、
同種の労働者と比較して業務内容が困難で、恒常的な長時間労働が認められ、かつ、過大な責任の発生、支援・協力の欠如等特に困難な状況が認められる状態

労災認定事例

事例①

「新規事業の担当となった」ことにより、「うつ病エピソード」を発病したとして認定された事例

Aさんは、大学卒業後、デジタル通信関連会社に設計技師として勤務していたところ、3年目にプロジェクトリーダーに昇格し、新たな分野の商品開発に従事することとなった。しかし、同社にとって初めての技術が多く、設計は難航し、Aさんの退社は翌日の午前時に及ぶこともあり、以後、会社から特段の支援もないまま1月当たりの時間外労働時間数は90～120時間で推移した。

新プロジェクトに従事してから3か月半後、抑うつ気分、睡眠障害等の症状が生じ、心療内科を受診したところ「うつ状態(うつ病)、不安障害」と診断された。

本件は、以下のことから、労災認定されました。

- ① ICD-10に照らして、「F32 うつ病エピソード」を発病していることが認められる。
- ② 新たな分野の商品開発のプロジェクトリーダーとなったことは、判断指針の「新規事業の担当になった」に該当し、出来事の心理的負荷の強度は「Ⅱ」と評価される。
- ③ 出来事に伴う変化については、プロジェクトには高度な技術が求められたこと、時間外労働時間が増加し1月当たりのおおむね100時間を超えるような恒常的な長時間労働が認められたこと、プロジェクトリーダー昇格により責務が増大したこと、3か月半長時間労働が続いていたがその間会社から支援・協力が見られなかったことから、「特に過重」と評価される。
- ④ ②及び③より、精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷があったと判断される。
- ⑤ 業務以外の心理的負荷及び個体側要因はいずれも顕著なものではなかった。

事例②

「ノルマが達成できなかった」ことにより、「うつ病エピソード」を発病したとして認定された事例

Bさんは、周辺地域でも大きな家電製品等販売店の支店長に就任し、店の営業予算達成のための対外的な折衝等の業務を行っていたが、就任後から担当店の売上げが目標額に届かなくなり、上司から目標達成を強く求められていた。そのような中、最大顧客を他社に奪われそうになり、休日労働も含めた相当の時間外労働の下、これを食い止めるため必死に取り組んだが、一方で複数の部下が急遽転職する等あり、周囲からの協力も得られず、失敗した。このような出来事発生から5か月後、抑うつ気分、食欲低下などの症状が出現し精神科を受診したところ、「うつ病エピソード」と診断された。

本件は、以下のことから、労災認定されました。

- ① ICD-10に照らして、「F32 うつ病エピソード」を発病していることが認められる。
- ② 売上げが目標額に達成しなかった出来事は、判断指針の「ノルマが達成できなかった」に該当し、心理的負荷の強度は「Ⅱ」と評価される。
- ③ 出来事に伴う変化については、ノルマ達成のため、顧客確保のための困難な折衝と責任を一人で負い、休日労働も含めた相当の時間外労働の下、周囲からの支援がなく業務に従事せざるをえない状況が発生していることから、「特に過重」と評価される。
- ④ ②及び③より、精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷があったと判断される。
- ⑤ 発病直前に妻が交通事故で軽傷を負ったが、その他に業務以外の心理的負荷及び個体側要因はいずれも顕著なものではなかった。

事例③

「生死に関わる事故に遭遇をした」ことにより、「急性ストレス反応」を発病したとして認定された事例

Cさんは、水道工事事業の会社で配管工としての業務に従事していたが、都市ガス供給管の取替工事の作業に従事していた際、本管より都市ガスが大量に流出し、掘削穴に充滿する中毒事故が発生した。この事故により、同僚2人が死亡、Cさんも軽傷を負った。事故の後、1週間程度療養し職場に復帰したが、事故のショックによる不眠等の症状が続いたため、精神科を受診したところ、「急性ストレス反応」と診断された。

本件は、以下のことから、労災認定されました。

- ① ICD-10に照らして、「F43 急性ストレス反応」を発病していることが認められる。
- ② 都市ガス流出事故に見舞われた出来事は、判断指針により評価すると、同僚2人が死亡する異常な出来事であり、その恐怖感は著しいと認められ、生死に関わる事故への遭遇等心理的負荷が極度のもの(出来事それ自体で精神障害を発病させるおそれのあるもの)と評価される。
- ③ 業務以外の心理的負荷及び個体側要因はいずれも顕著なものではなかった。

判断指針に関する詳細は、都道府県労働局又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

(H21.3)

環境性能に優れた自動車の取得・継続保有に対する

自動車重量税 自動車取得税 が免除・軽減されます。



なるほど!環境に優しいクルマほど、
税負担が軽減されるんだね。

自動車重量税 対象期間(予定) 平成21年4月1日から平成24年4月30日まで

自動車重量税は自動車重量税の課税対象となる自動車(軽自動車を除く)に対して課税される税金です。平成21年4月1日から平成24年4月30日まで(自動車重量税の課税対象となる自動車(軽自動車を除く)に対して課税される税金です。)

新しく車のご購入、または保有している車の継続使用をお考えの方へ

- 次世代自動車*の新規検査、継続検査等(当該期間内に最初に受ける検査1回分に際する)に係る自動車重量税が「免税」されます。
- 低燃費・低排出ガス認定車における新規検査、継続検査等(当該期間内に最初に受ける検査1回分に際する)に係る自動車重量税が「軽減」されます。

自動車取得税 対象期間(予定) 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

自動車取得税は、車(軽自動車を除く)の購入(取得)行為に課税される税金です。平成21年4月1日から平成24年3月31日まで(自動車取得税の課税対象となる車(軽自動車を除く)の購入(取得)行為に課税される税金です。)

新しく車のご購入をお考えの方へ

- 次世代自動車*の新車取得時における自動車取得税が「免税」されます。
- 新車以外の次世代自動車*の取得時における自動車取得税が「軽減」されます。
- 低燃費・低排出ガス認定車の新車取得時における自動車取得税が「軽減」されます。

【次世代自動車】電気自動車(燃料電池自動車を含む)、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車
*一定の性能要件を満たすもの(詳細は別途参照)

(社)日本自動車工業会 (社)日本自動車販売協会連合会 (社)全国軽自動車協会連合会
(社)日本中古自動車販売協会連合会 (社)日本自動車整備振興会連合会 日本自動車輸入組合 (社)日本自動車会館

[自動車重量税][自動車取得税] が免除・軽減されるエコカー

| 免除・軽減 対象車と 軽減率 | 次世代自動車* | 低燃費・低排出ガス認定車 (乗用車・軽自動車) | | 軽自動車 | |
|----------------------|---|--|--|--|--|
| | 電気自動車 (燃料電池自動車を含む) プラグインハイブリッド 自動車 クリーンディーゼル 自動車 ハイブリッド 自動車 天然ガス自動車 | ★★★★ 燃費10%以上改善 排出ガス10%以上削減 G 平成17年度燃費基準値 10%以上達成車 | ★★★★ 燃費10%以上改善 排出ガス10%以上削減 G 平成17年度燃費基準値 10%以上達成車 | 燃費10%以上改善 排出ガス10%以上削減 G 平成17年度 排出ガス削減率 10%以上達成車 | 燃費10%以上改善 排出ガス10%以上削減 G 平成17年度 燃費基準達成車 |
| 自動車重量税 | 免税 | 75%軽減 | 50%軽減 | 75%軽減 | 50%軽減 |
| 自動車取得税 | 免税 | 75%軽減 | 50%軽減 | 75%軽減 | 50%軽減 |

*燃費基準とは、国土交通省に基づき定められている燃費基準値を指し、燃費基準値に燃費改善率の割合を乗じた値に相当します。
*排出ガス削減基準とは、国土交通省の燃費値に基づき、燃費改善率の割合を乗じた値に相当します。

●「自動車重量税」「自動車取得税」の時限的減免措置が適用された場合のクルマ1台あたりの減税額試算

| | 重量税 | 取得税 | 合計 |
|-------------------|---------|----------|----------|
| 次世代自動車(乗用車) | 56,700円 | 81,000円 | 137,700円 |
| 乗用車(自家用) | 42,600円 | 60,800円 | 103,400円 |
| 軽自動車(自家用) | 8,900円 | 20,300円 | 30,200円 |
| 乗用車(自家用) | 28,400円 | 40,500円 | 68,900円 |
| 軽自動車(自家用) | 6,800円 | 13,500円 | 20,100円 |
| 軽自動車(トラックバス(自家用)) | 47,300円 | 180,000円 | 227,300円 |

【前提条件】乗用車(自家用)：車両本体価格180万円、車両重量1.5t未満、軽自動車(自家用)：車両本体価格100万円
軽自動車(トラックバス(自家用))：車両本体価格8000万円、車両重量1.5t、50%軽減にて新車を購入した場合

取得税・排出ガス認定基準は、上記のほか、自動車グリーン制度(自動車税)の制度となります。また、中古車には上記減税以外の制度(自動車取得税)があります。なお、上記減税額は一定の条件下での試算であり、実際には車両価格等により異なります。詳しくは、近隣の販売ディーラーまたは自動車整備事業者(見積り請求のみ)までお問い合わせください。

*[自動車重量税][自動車取得税]が免除される次世代自動車の要件

- 【電気自動車(燃料電池自動車を含む)】
- 【プラグインハイブリッド自動車】
- 【クリーンディーゼル自動車】
- 【ハイブリッド自動車(3.5t以下)】
- 【ハイブリッド自動車(3.5t超)】
- 【天然ガス自動車(3.5t以下)】
- 【天然ガス自動車(3.5t超)】

● **経済・雇用効果** 今回の措置により、国内自動車販売数約31万台押し上げの経済効果、自動車産業全体で約1万人の雇用効果を見込んでいます。

【電気自動車・燃料電池自動車】

| メーカー名 | 通称名 | 車両型式 | 特例措置 | |
|---------------|-------------|------------------------|----------------|----------|
| | | | 重量税 取得税(新車) | 取得税(中古車) |
| スズキ | エブリイ | GD-DA52V改 LE-DA62V改 | 免税 | 2.7%軽減 |
| トヨタ自動車 | トヨタFCHV-adv | ZBA-XXXXX | | |
| 本田技研工業㈱ | FCX | ZBA-XXXXX | | |
| | FCXクラリティ | ZBA-XXXXX | | |
| オートモーティブ・ジャパン | シラノーレ | ZAA-XXXXX | | |
| メルセデス・ベンツ | F-Cell | V168CH2 | | |

※ 電気を動力源とする自動車で、内燃機関を有するもの以外が対象となります。
 ※ 掲載の車両以外の電気自動車・燃料電池自動車でも、特例措置の対象となる場合があります。
 ※ 車両型式欄の「XXXXX」は、各メーカーの輸出型式を示します。

【天然ガス自動車】

H17年排ガス規制適合+75%(☆☆☆☆)

| メーカー名 | 通称名 | 車両型式 | 特例措置 | |
|---------|---------|---------------|----------------|----------|
| | | | 重量税 取得税(新車) | 取得税(中古車) |
| スズキ | ワゴンR | DBA-MH22S改(注) | 免税 | 2.7%軽減 |
| トヨタ自動車 | プロボックス | DFE-XXXXX | | |
| ホンダアメリカ | シビック GX | DFA-XXXXX | | |

(注)改造自動車については【認定低減性能向上改造自動車】に限り、
 ※ 車両型式欄の「XXXXX」は、各メーカーの輸出型式を示します。

【天然ガス自動車】

H17年排ガス規制適合+10%低減(NeX)

| メーカー名 | 通称名 | 車両型式 | 特例措置 | | | |
|----------------|-----------------|-----------------|----------------|----------|--|--|
| | | | 重量税 取得税(新車) | 取得税(中古車) | | |
| いすゞ自動車 | エルフ | NFG-XXXXX | 免税 | 2.7%軽減 | | |
| | | PDG-NPR75N改(注) | | | | |
| | フォワード | PKG-FRR90S2改(注) | | | | |
| | | PDG-FRR34S2改(注) | | | | |
| エルガミオ | PDG-FTR34S2改(注) | | | | | |
| | PDG-LR234J2改(注) | | | | | |
| エルガ | PDG-LV234L2改(注) | | | | | |
| | PDG-LV234M2改(注) | | | | | |
| 日産自動車 | アトラス | NFG-XXXXX | | | | |
| 日産ディーゼル工業 | コンドル | NFG-XXXXX | | | | |
| | | PB-MK38A改(注) | | | | |
| | | PB-LK38A改(注) | | | | |
| | | BDG-MK36C改(注) | | | | |
| | | BDG-MK36D改(注) | | | | |
| | | BDG-LK36C改(注) | | | | |
| | | BDG-LK36E改(注) | | | | |
| | | BDG-LK37E改(注) | | | | |
| | | BDG-PK37C改(注) | | | | |
| | | BDG-PK37D改(注) | | | | |
| 日野自動車㈱ | 日野レンジャー | ADG-FC7JEW改(注) | | | | |
| | | ADG-FC7JWA改(注) | | | | |
| | | ADG-FC7JKA改(注) | | | | |
| | | ADG-GC7JEW改(注) | | | | |
| | | BDG-FC7JEW改(注) | | | | |
| | | BDG-FC7JWA改(注) | | | | |
| | | BDG-FC7JKA改(注) | | | | |
| BDG-GC7JEW改(注) | | | | | | |
| マツダ | タイタン | NFG-XXXXX | | | | |

(注)改造自動車については【認定低減性能向上改造自動車】に限り、
 ※ 車両型式欄の「XXXXX」は、各メーカーの輸出型式を示します。

【ハイブリッドトラック(バス)】

H17年排ガス規制+10%低減(NeXまたはPM)かつ重量車燃費基準達成

| メーカー名 | 通称名 | 車両型式 | 特例措置 | | | |
|--------------|-------------------|-----------|----------------|----------|--|--|
| | | | 重量税 取得税(新車) | 取得税(中古車) | | |
| いすゞ自動車 | エルフ | BJG-XXXXX | 免税 | 2.7%軽減 | | |
| トヨタ自動車 | トヨエース | BJG-XXXXX | | | | |
| | ダイナ | BJG-XXXXX | | | | |
| | クイックデリバリー200 | BJG-XXXXX | | | | |
| 日産自動車 | アトラス | BJG-XXXXX | | | | |
| 日野自動車㈱ | 日野セレガハイブリッド | BJG-XXXXX | | | | |
| | 日野ブルーリボンデュオハイブリッド | BJG-XXXXX | | | | |
| | 日野レンジャー | BJG-XXXXX | | | | |
| | 日野デュトロ | BJG-XXXXX | | | | |
| 三菱ふそうトラック・バス | キャンターエコハイブリッド | BJG-XXXXX | | | | |
| | エアロスターエコハイブリッド | BJG-XXXXX | | | | |

※ 車両型式欄の「XXXXX」は、各メーカーの輸出型式を示します。

【ディーゼル乗用車】
H21年排ガス規制適合(クリーンディーゼル乗用車)

| メーカー名 | 通称名 | 車両型式 | 特例措置 | |
|-------|---------|-----------|----------------|-------------------------|
| | | | 車庫税 取得税(新車) | 取得税(中古車) |
| 日産自動車 | エクストレイル | LDA-XXXXX | 免税 | 10%軽減(10/1から 0.5%軽減) |

※ 車両型式欄の「XXXXX」は、各メーカーの種出型式を示します。

【ディーゼルトラック・バス】
H17年排ガス規制+10%低減(N&XまたはPM)かつ重量車燃費基準達成

| メーカー名 | 通称名 | 車両型式 | 特例措置 | |
|--------------|-----------|------------------------|----------------|----------|
| | | | 車庫税 取得税(新車) | 取得税(中古車) |
| いすゞ自動車 | エルフ | BKG-XXXXX PKG-XXXXX | 50%軽減 | 軽減措置なし |
| | フォワード | PKG-XXXXX | | |
| | キガ | PKG-XXXXX | | |
| | エルガ | PKG-XXXXX | | |
| | ガーラ | PKG-XXXXX | | |
| トヨタ自動車 | トヨエース | BKG-XXXXX | | |
| | ダイナ | BKG-XXXXX | | |
| 日産自動車 | アトラス | BKG-XXXXX | | |
| 日産ディーゼル工業 | コンドル | BKG-XXXXX PKG-XXXXX | | |
| | クオン | PKG-XXXXX | | |
| | スペースランナー | PKG-XXXXX | | |
| | スペースウィング | PKG-XXXXX | | |
| | スペースアロー | PKG-XXXXX | | |
| | スペースランナーA | PKG-XXXXX | | |
| | スペースウィングA | BKG-XXXXX | | |
| | スペースアローA | BKG-XXXXX | | |
| | 日野自動車株 | 日野セレガ | | |
| 日野フルーリボンA | PKG-XXXXX | | | |
| 日野プロフィ | BKG-XXXXX | | | |
| 日野レンジャー | BKG-XXXXX | | | |
| 日野デュトロ | BKG-XXXXX | | | |
| 日野スカニア | BKG-XXXXX | | | |
| マツダ | タイタン | BKG-XXXXX PKG-XXXXX | | |
| 三菱ふそうトラック・バス | キャンター | BKG-XXXXX | | |
| | スーパーグレート | BKG-XXXXX | | |
| | エアロクイーン | BKG-XXXXX PKG-XXXXX | | |
| | エアロキング | BKG-XXXXX | | |
| | エアロエース | BKG-XXXXX PKG-XXXXX | | |
| | エアロスター | PKG-XXXXX | | |
| | エアロスターS | PKG-XXXXX | | |
| ボルネ | FM | BKG-XXXXX | | |
| | FH | BKG-XXXXX | | |

※ 車両型式欄の「XXXXX」は、各メーカーの種出型式を示します。



ちょっとした地球への思いやり
エコ・ドライブ推進中！です

神戸市消防局からのお知らせ

神戸市消防長

小野田 敏 行

本年も全国一斉に危険物安全週間が実施されることとなりました。

当市におきましても、危険物災害をなくすため、6月7日(日)から6月13日(土)までの1週間「危険物安全週間」を展開いたします。

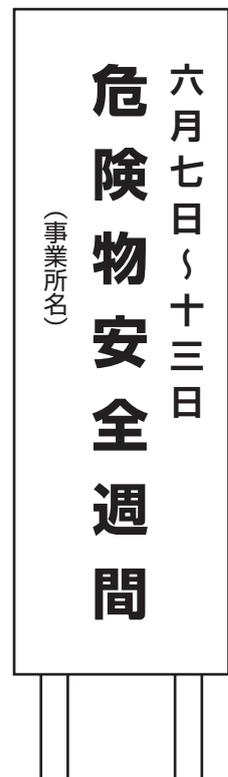
つきましては、本運動の趣旨を御理解いただき、当運動への協賛と御支援をお願い申し上げます。

事業所の皆様へのお願い

1 広報宣伝

- 立看板・ポスター等を事業所の出入口など見やすい場所に提出してください。
- 始業時等を利用して、従業員に対し週間の広報と危険物の安全管理の意識の高揚に努めてください。

(立看板作成例)



2 自主点検の実施

- 危険物施設等について、自主点検又は定期点検を実施してください。
- 危険物の貯蔵・取扱い方法についても、点検してください。
- 定期点検の実施記録を整備・保存してください。

3 研修会等の開催と参加

- 社内研修会等を開催し、安全に関する教育をしてください。
- 消防署の行う研修会には危険物取扱者等を積極的に出席させてください。

4 消防訓練の実施

- 危険物施設等の火災又は危険物の流出等を想定した消火・通報・避難訓練を実施してください。
- 訓練の実施にあたり、危険物施設の危険性、事故事例、過去の訓練の教訓を考慮して、より具体的な内容の訓練を計画してください。
- 訓練を実施する場合は、前もって所轄消防署へ届け出てください。

自動車事故対策機構からのお知らせ

平成21年度適性診断業務計画表

(出張適性診断)

独立行政法人 自動車事故対策機構兵庫支所

| 地区名 | 回数 | 実施年月日 | | | 実施種別 | | 実施場所 | 実施会場名 | 備考 |
|------|-------|-------|-----|-----|------|----|------|---------------|----|
| | | | | | 午前 | 午後 | | | |
| 姫路地区 | 1 | 平成21年 | 4月 | 27日 | × | ○ | 姫路市 | 姫路自動車整備教育会館 | |
| | | | | 28日 | ○ | △ | | | |
| | 2 | 〃 | 5月 | 12日 | × | ○ | | | |
| | | | | 13日 | ○ | ○ | | | |
| | | | | 14日 | ○ | △ | | | |
| | 3 | 〃 | 6月 | 23日 | × | ○ | | | |
| | | | | 24日 | ○ | ○ | | | |
| | | | | 25日 | ○ | △ | | | |
| | 4 | 〃 | 7月 | 9日 | × | ○ | | | |
| | | | | 10日 | ○ | △ | | | |
| | 5 | 〃 | 9月 | 15日 | × | ○ | | | |
| | | | | 16日 | ○ | ○ | | | |
| | 6 | 〃 | 11月 | 17日 | ○ | △ | | | |
| | | | | 17日 | × | ○ | | | |
| 18日 | | | | ○ | ○ | | | | |
| 7 | 平成22年 | 2月 | 19日 | ○ | △ | | | | |
| | | | 16日 | × | ○ | | | | |
| 17日 | ○ | ○ | △ | | | | | | |
| | | | | 18日 | ○ | △ | | | |
| 養父地区 | 1 | 平成21年 | 5月 | 25日 | × | ○ | 養父市 | JAたじま総合営農センター | |
| | | | | 26日 | ○ | △ | | | |
| | 2 | | 10月 | 1日 | × | ○ | | | |
| | | | | 2日 | ○ | △ | | | |
| 丹波地区 | 1 | 平成21年 | 6月 | 16日 | × | ○ | 丹波市 | 丹波の森公苑 | |
| | | | | 17日 | ○ | △ | | | |
| 洲本地区 | 1 | 平成21年 | 11月 | 26日 | × | ○ | 洲本市 | 市民交流センター | |
| | | | | 27日 | ○ | △ | | | |
| 相生地区 | 1 | 平成22年 | 3月 | 10日 | × | ○ | 相生市 | 相生商工会議所 | |
| | | | | 11日 | ○ | △ | | | |

※注1 会場予約の関係等により、年度途中で実施会場及び日程に一部変更が生じることがあります。

※注2 診断種別については、『○』が一般・初任・適齢診断を実施、『△』が一般診断のみ実施、『×』は準備のため実施せずとなります。

※注3 奇数年度は相生地区での実施、偶数年度は赤穂地区での実施となります。(隔年で交互に実施)

事務局からのお知らせ

〈第37回 トラックドライバー・コンテスト兵庫県大会開催のお知らせ〉

標記大会を下記のとおり開催いたします。

出場の申込みは、綴じ込みの申込書を切り離すか、コピーして必要事項をご記入の上、所属支部にお送り下さい。（出場選手には前もって実施要領を送付いたします）

記

実 施 要 綱

1. 目 的

法規の尊重と運転技能及び整備点検技術の向上を図り、交通事故の防止と環境負荷の低減に努めるとともに、トラックドライバーとしての誇りをもたせ社会的責務を自覚させる。

2. 部門及び定員

11トン部門、4トン部門、女性2トン部門、トレーラ部門（各部門20名）

3. 日時、場所及び競技種目等

日時：平成21年7月18日（土） 9時～17時

場所：兵庫県警察本部運転免許試験場 明石市荷山町1649-2 TEL 078(912)1628

種目：筆記試験（法規、運転常識、構造機能）

実科競技（運転技能、整備点検）

4. 前 泊

自宅から会場へ公共の交通機関を利用され所要時間が2時間以上の方で前泊を希望される方のみ。

※ 宿泊施設は希望者において連絡します。

5. 参加費

無料

6. 出場選手資格

1. 兵庫県トラック協会会員事業所在籍の運転者で勤務成績が優秀であること。

2. 参加申込日において、過去3年間人身事故を起こしたことがないこと。
3. 参加申込日において、過去1年間無事故無違反であること。
4. 各部門への出場は原則として1営業所1名とする。(女性2トン部門を除く)
但し、より多くの会員に参加してもらうため1会員あたりの参加数を調整することがある。
5. 全国トラックドライバーコンテストで優勝した者は出場できない。
6. 全国トラックドライバーコンテストに同一部門で2回出場している者はその部門に出場できない。
7. 無資格者の入賞は取り消すものとする。

7. 申込要領

別添の申込書で所属支部にお申込ください。

締切日 平成21年6月12日(金)

(但し、定員に達した場合は、その時点で締め切りと致します。)

※ 出場資格を審査するため、兵ト協事務局で「運転記録証明書」を取り寄せますので、必ず選手に承諾を得て下さい。後日、用紙(運転記録証明書交付申請書・委任状)を送付しますので、出場選手本人が署名、捺印のうえ、兵庫県トラック協会に返送して下さい。

8. 表彰

1. 選手表彰

(1) 各部門の入賞者(優勝～3位)

(社)兵庫県トラック協会会長賞〔賞状及び副賞〕

同一事業者の重複は、上位1名のみとする。

(2) 各部門の優勝

イ. 11トン部門

兵庫県警察本部長・兵庫県交通安全協会会長賞〔賞状及び副賞〕

ロ. 4トン部門

神戸運輸監理部長賞〔賞状及び副賞〕

ハ. 女性2トン部門、トレーラ部門

兵庫県知事賞〔賞状及び副賞〕

(3) 特別賞

イ. 総合最高得点 (社)全日本トラック協会会長賞〔賞状及び副賞〕

2. 事業所表彰

(1) 各部門の入賞者(優勝～3位)が所属する事業所

(社)兵庫県トラック協会会長賞〔賞状及び副賞〕

9. 競技審査の内容（予定であり一部変更になることもあります）

1. 筆記試験

約1時間の時間をもって、安全な交通の方法に関する必要な知識の会得状況について単答式（○×解答・マークシート方式）により試験する。

試験は、法規（道路交通法）、構造機能（車両）及び運転常識（プロドライバーとしての一般的認識事項等）について行う。

2. 実科競技

一定時間における運転の基本操作及び整備点検要領について審査する。

(1) 採点方法

減点方式とする。

(2) 運転技能

7分～10分程度の持ち時間

運転態度、安全措置、発進、制動、エコドライブ走行、車体感覚、通行区分、進路変更、速度感覚、ハンドル操行、直進・右左折（巻き込み防止措置を含む）、適切なシフト操作、駐車等

(3) 整備点検

5分～10分程度の持ち時間

車両の安全を確保するため、主として日常点検整備における定期点検項目について、点検箇所、点検着眼、点検動作等、及び口頭による質問事項

（車両下部の点検「懸架装置・プロペラシャフト・スペアタイヤ」は除く）

3. 配点及び順位の決定

(1) 配点

各部門とも1000点満点

イ. 筆記試験 —— 450点（法規200点、運転常識150点、構造機能100点）

ロ. 実科競技 —— 550点（運転技能350点、整備点検200点）

(2) 順位の決定方法

総合得点上位順とし、同点の場合は次による。

1. 過去5年間免許歴を有し、かつ過去5年間無事故、無違反の者とする。

2. 高年齢者（同年齢者の場合は誕生日が先の者）とする。

10. 全国トラックドライバーコンテストへの推薦

協会長が、参加要件等を勘案し兵庫県代表を選出し推薦する。

第37回トラックドライバー・コンテスト兵庫県大会出場選手申込書

申込年月日：平成 年 月 日

兵庫県大会会長 殿

標記コンテスト出場選手を下記のとおり申込みます。

会社名： _____

〒 _____
住 所 _____

担当者： _____

電 話： _____

F A X： _____

※ 出場部門を○で囲んで下さい。

| | | | | | |
|-----------------|------------------------|-------|--------|-------|-------|
| 出 場 部 門 | 11トン | 4トン | 女性2トン | トレーラ | |
| (ふりがな) 選 手 名 | | | | | |
| 生 年 月 日 | 昭和・平成 年 月 日 | | | | |
| 現 住 所 | 〒 _____ | | | | |
| 入社年月日 | 昭和・平成 年 月 日 | | | | |
| 免許証番号 | | | | | |
| 免許の種類 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 大 型 | 普 通 | 大 特 | けん引 | |
| | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 取得年月日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 過去における大会出場回数 | 兵庫県大会 回 | | 全国大会 回 | | |
| 宿泊・会場までの所要時間 | す る ・ し な い _____ 時間 分 | | | | |

- ・ 出場資格を審査するため、兵ト協事務局で選手の「運転記録証明書」を取り寄せますので、必ず本人に承諾を得て下さい。後日、用紙（運転記録証明書交付申請書・委任状）を送付しますので、出場選手本人が署名、捺印のうえ、兵庫県トラック協会に返送して下さい。
- ・ 宿泊については、自宅から競技会場まで公共の交通機関を利用される方に限ります。
(宿泊希望の方は、自宅から競技会場までの所要時間をご記入願います。基準は2時間以上)
- ・ 点検競技の参考用に日常点検を解説したビデオを用意しています。ご希望があれば貸し出しますので事務局にお申し付けください。

運輸安全マネジメント研修会 下請・荷主適正取引推進研修会のご案内

平成18年10月より運輸安全一括法が施行されたことに伴い、当協会会員事業者の大多数を占める中小規模事業者にあつては、平成19年4月から運輸安全マネジメントに取り組むことが求められています。

運輸安全マネジメントは、経営トップから現場までが一丸となって安全マネジメント体制を構築し、その実施状況を評価し、改善を図っていく仕組みを導入することで輸送の安全性の向上（スパイラルアップ）を図っていくものです。

トラック輸送の安全性確保については、荷主をはじめ社会全体の関心も高く、安全最優先を主旨とする運輸安全マネジメントの取り組みについても注目される状況となっています。

また、今年の燃料価格高騰に伴う緊急措置として、「燃料サーチャージガイドライン」と共に「トラック運送事業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」が示されるなど行政の支援を受けているところですが、当業界を取り巻く環境は昨年秋以降の急激な輸送需要の減少により荷主に対する適正運賃収受の働きかけが進展していない状況にあります。

つきましては、標題の研修会を下記のとおり開催することとなりましたのでご案内申し上げます。

なお、出席される方は、別紙申込書をコピーしてご使用いただき、5月末日迄にFAX078-882-5565（トラック協会）までお申し込み下さい。

記

講 師

「運輸安全マネジメント」

独立行政法人自動車事故対策機構 兵庫支所 チーフ 牧 克昭 氏

「下請・荷主適正取引推進ガイドライン」

近畿運輸局 自動車交通部 貨物課 専門官 平田 克也 氏

神戸会場

日 時：平成21年6月9日(火) 13：30～16：00（13時受付）

場 所：(社)兵庫県トラック協会 3階大会議室

神戸市灘区大石東町2丁目4-27

姫路会場

日 時：平成21年6月18日(木) 13：30～16：00（13時受付）

場 所：(社)兵庫県トラック協会 西部研修センター 2階大会議室

姫路市中地字村東26-1

受講対象者

経営トップ 及び 運行管理者 を想定しています。

『運輸安全マネジメント及び
下請法(下請代金支払遅延等防止法)研修会』申込書

(社)兵庫県トラック協会
適正化事業部宛
(078-882-5565)

※申込み会場に○印を付けて下さい

◎6月9日(火) 13:30～ 神戸会場 ()

◎6月18日(木) 13:30～ 姫路会場 ()

会 社 名 _____

電 話 番 号 _____

参 加 者 名 _____

支 部 名 _____

平成21年度 「中小企業大学校講座」受講促進制度のご案内

—— 受講料をトラック協会がバックアップ ——

(社)兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）では、トラック運送事業者が新しい物流時代に適切に対応できるよう、中小企業の経営者、後継者、管理者を対象に経営戦略や人材育成など中小企業大学校講座の受講を促進しています。

記

1. 受講にあたっての注意事項

- (1) 受講助成の予算措置を講じるため、必ず、事前に兵ト協へ助成の申し込みをして下さい。
中小企業大学校の受講講座を修了した後に、兵ト協へ助成の申し込みをされても助成が受けられません。
- (2) 兵ト協へ申込の後、中小企業大学校へ所定の手続きをして下さい。

2. 受講料について

兵ト協・(社)全日本トラック協会が、それぞれ受講料の1/3を負担することとします。ただし、兵ト協の負担額の上限は、3万円とします。

3. 受講資格

兵ト協会員の中で中小企業の経営者、後継者、管理者、担当者。

4. 対象校〔中小企業事業団が運営する中小企業大学校を対象とします〕

中小企業大学校 関西校 ☎(0790)22-5931
〒679-2282 兵庫県神崎郡福崎町高岡
<http://www.smrj.go.jp/inst/kansai/index.html>

5. 対象講座

対象となる講座は、中小企業大学校の各校が定める講座であって、次の各号に掲げるもの。

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座
- (5) 情報化、システム構築に関する講座
- (6) その他物流事業に関わる講座

6. 手続きフロー

- | | |
|--------------------------------|----------|
| ① 会員事業者（受講問合せ・受講申込） | →中小企業大学校 |
| ② 中小企業大学校（受講受入決定通知・受講料振込依頼書） | →会員事業者 |
| ③ 会員事業者（受講料全額振込） | →中小企業大学校 |
| ④ 会員事業者（受講受入決定通知・受講料振込依頼書のコピー） | →兵ト協 |
| ⑤ 兵ト協（受講料助成請求用紙） | →会員事業者 |
| ⑥ 中小企業大学校（受講修了証書交付） | →会員事業者 |
| ⑦ 会員事業者（修了書コピー・受講料助成請求） | →兵ト協 |
| ⑧ 兵ト協（受講料助成・振込） | →会員事業者 |

〔問い合わせ先〕

(社)兵庫県トラック協会 環境事業部（中小企業大学校係）
〒657-0043 神戸市灘区大石東町2-4-27 ☎(078)882-5556 FAX(078)882-5565

| 1日間コース | | | | |
|--------------|----|--------|------------------------|---------|
| 受講対象 | 定員 | 受講料 | コース名 | 受講期間 |
| 経営者、経営幹部、後継者 | 20 | 15,000 | 事業承継シリーズ① 事業承継・入門研修 | 21.6.18 |

| 2日間コース | | | | |
|--------------|----|--------|--------------------------|-------------------|
| 受講対象 | 定員 | 受講料 | コース名 | 受講期間 |
| 経営者、経営幹部、後継者 | 20 | 21,000 | 事業承継シリーズ② 経営者・後継者の心構え | 21.7.7～21.7.8 |
| 経営者、経営幹部、後継者 | 20 | 21,000 | 事業承継シリーズ④ 資産の承継 | 21.10.27～21.10.28 |

| 3日間コース | | | | |
|--------------------------------------|----|--------|-------------------------------|-------------------|
| 受講対象 | 定員 | 受講料 | コース名 | 受講期間 |
| 職場のリーダー、管理者 | 30 | 27,000 | 能力開発シリーズ② 問題解決の進め方 | 21.6.2～21.6.4 |
| 財務部門のリーダー、管理者、 財務の基礎から学びたい経営者・管理者 | 30 | 27,000 | 財務シリーズ② 決算書の読み方 | 21.6.15～21.6.17 |
| 経営者、経営幹部、後継者 | 20 | 27,000 | 事業承継シリーズ③ 事業承継の基本構想づくり | 21.8.25～21.8.27 |
| 財務部門のリーダー、管理者、 財務の基礎から学びたい経営者・管理者 | 30 | 27,000 | 財務シリーズ③ 財務分析の進め方 | 21.9.7～21.9.9 |
| 営業部門の若手リーダー、 新任の営業担当者 | 30 | 27,000 | 営業力強化シリーズ② セールストーク・交渉術の向上策 | 21.9.8～21.9.10 |
| 営業部門のリーダー、管理者 | 30 | 27,000 | 営業力強化シリーズ③ 提案営業の進め方 | 21.10.7～21.10.9 |
| 新任管理者及び管理者候補 | 30 | 27,000 | 新任管理者研修(2回目) ～プロの仕事術～ | 21.10.14～21.10.16 |
| 財務部門のリーダー、管理者、 財務の基礎から学びたい経営者・管理者 | 30 | 27,000 | 財務シリーズ④ 利益計画の立て方 | 21.10.20～21.10.22 |

| 3日間コース | | | | |
|--------------------------|----|--------|-------------------------------------|-------------------|
| 受講対象 | 定員 | 受講料 | コース名 | 受講期間 |
| 営業部門の若手リーダー、 新任の営業担当者 | 30 | 27,000 | 営業力強化シリーズ① 営業パーソンの心構えと基本スキル(2回目) | 21.11.9～21.11.11 |
| 職場のリーダー、管理者 | 30 | 27,000 | 能力開発シリーズ① リーダーシップとコミュニケーション(2回目) | 21.11.17～21.11.19 |
| 経営者、経営幹部、後継者 | 20 | 27,000 | 事業承継シリーズ⑤ 事業承継プランづくり | 21.11.25～21.11.27 |
| 職場のリーダー、管理者 | 30 | 27,000 | 能力開発シリーズ③ コーチングによる部下指導の進め方 | 22.1.13～22.1.15 |
| 営業部門のリーダー、管理者 | 30 | 27,000 | 営業力強化シリーズ④ 新規顧客の開拓 | 22.1.26～22.1.28 |
| 職場の若手リーダー | 30 | 27,000 | 若手リーダー研修 | 22.2.2～22.2.4 |
| 営業部門のリーダー、管理者 | 30 | 27,000 | セールスマネージャー研修 | 22.2.16～22.2.18 |

| 長期コース | | | | |
|------------------------|----|---------|--------------|---|
| 受講対象 | 定員 | 受講料 | コース名 | 受講期間 |
| 中小企業の経営管理者、 及びその候補者 | 20 | 532,000 | 経営管理者研修 第29期 | 21.10.19～21.10.23 21.11.16～21.11.20 21.12.14～21.12.18 22.1.18～22.1.22 22.2.15～22.2.19 22.3.8～22.3.12 22.4.12～22.4.16 22.5.17～22.5.21 22.6.14～22.6.18 22.7.12～22.7.16 22.8.2～22.8.6 22.9.13～22.9.17 |

平成21年度トラック運転者等の「睡眠時無呼吸症候群」 スクリーニング検査助成制度実施要綱

社団法人兵庫県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、(社)兵庫県トラック協会(以下「兵ト協」という。)が、会員事業者に雇用されている運転者・荷扱手等(以下「運転者等」という。)に対する「睡眠時無呼吸症候群」(以下「SAS」という。)のスクリーニング検査を促進するため、(社)全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)と協調して実施する助成金交付事業について、必要な事項を定め、事業を適正かつ円滑に実施し、労働災害事故防止に寄与することを目的とする。

(資格・要件)

第2条 助成対象は、兵ト協会員事業者の兵庫県内営業所で雇用されている運転者等とする。

(助成対象検査・医療機関)

第3条 助成対象検査・医療機関は、兵ト協より全ト協へ申請を行い、専門医が在籍し適切な精度管理を定期的の実施している等、全ト協が認めた検査・医療機関を指定する。

2 全ト協及び兵ト協が指定する検査・医療機関は、別途記載する。また、指定検査・医療機関の追加、取消し等については、随時、協会広報誌(兵ト協ニュース)に掲載するものとする。

なお、全ト協が指定する検査・医療機関が、個人情報保護法を厳守の上、データの集計を行い、その結果に基づいて公衆衛生上有益な研究発表を行うことを認めることとする。

(助成の対象)

第4条 助成対象検査は、SASスクリーニング検査のうち健康保険適用外である第一次検査(簡易アンケートによるチェック、解析、判定)及び第二次検査(パルスオキシメーター等による簡易スクリーニング検査)とする。

(助成額及び人数)

第5条 助成金額は全ト協の助成額と合計して、次のとおりとする。

1 第一次検査費用(上限1,000円/人)

2 第二次検査費用(上限4,000円/人)

ただし、1会員あたりの助成人数の上限は、原則として下表の通りとする。

| 届出台数(被牽引車を除く。) | 助成人数の上限 |
|----------------|----------------|
| 300台超 | 50名 |
| 100台超~300台 | 40名 |
| 30台超~100台 | 30名 |
| 30台以下 | 届出台数(被牽引車を除く。) |

(申請受付等)

第6条 申請受付は随時行う。

- 2 兵ト協は、助成限度額（予算）及び利用状況等を勘案して会員事業者の申請受付を行い、予算枠に達し次第、本助成を締め切るものとする。

(助成適否の事前確認)

第7条 会員事業者は、助成人数枠等による助成適用の可否について、事前に兵ト協の確認を得なければならない。

(検査の予約と申し込み)

- 第8条 会員事業者は、前条の確認を得た後、「トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査申込書（様式1）」（以下「申込書」という。）を、兵ト協会長宛に提出する。
- 2 申込書を提出した会員事業者は、検査を受けようとする検査・医療機関に予約する。
 - 3 兵ト協は、会員事業者より提出された「申込書」を「トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査申込一覧（様式2）」にとりまとめ、会員事業者が予約した検査・医療機関に提出する。

(検査の受診)

- 第9条 会員事業者、申込者は、検査にあたり、「睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査申込書兼委任状（様式3）」（以下「申込書兼委任状」という。）に署名・捺印し、正本を検査・医療機関に提出し、写しを会員事業者が保管する。
- 2 会員事業者は、申込者が申込書兼委任状の写しを求めたときは交付する。
 - 3 申込書兼委任状の取扱については、検査・医療機関及び会員事業者、申込者は、個人情報保護法に基づき、目的外利用及び紛失、流失などの無いよう充分注意すること。

(助成金の請求)

- 第10条 検査終了後、会員事業者は速やかに兵ト協会長宛に「トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成金申請書（様式4）」（以下「申請書」という。）を提出する。
- 但し、助成金交付申請期限は平成22年2月20日までとする。
- 2 会員事業者は、申請書の提出にあたり、当該検査・医療機関の検査費明細書の写し及び領収書の写しを添付する。

(助成金の交付)

第11条 兵ト協は助成金申請書に基づき、全ト協と協調して、助成金を会員事業者に交付する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、当該事業に関する必要事項は、その都度、兵ト協がこれを定める。

本要綱は、平成21年4月1日から遡及する。

※申請用紙等の各用紙については、兵ト協HPにてダウンロードまたは輸送事業部にお問い合わせ下さい。

【指定 検査・医療機関】

全ト協指定 NPO法人 睡眠健康研究所
TEL. 029-851-2009

NPO法人 大阪ヘルスケアネットワーク普及推進機構（OCHIS）
〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2 大阪府トラック総合会館3階
TEL. 06-6965-3666 担当：作本

兵ト協指定 新須磨クリニック
〒654-0046 神戸市須磨区村雨町5-1-4
TEL. 078-735-0010 担当：前田

財団法人 兵庫県予防医学協会
〒658-0046 神戸市東灘区御影本町4-4-20
TEL. 078-856-7210 担当：大塚

尼崎医療生協病院
〒661-0033 尼崎市南武庫之荘11-12-1
TEL. 06-6436-1701 担当：山口

社団法人 日本健康倶楽部 和田山診療所
〒669-5202 朝来市和田山町東谷385
TEL. 079-672-5222 担当：藤木

医療法人社団 青州会 アイワ病院
〒661-0953 尼崎市東園田町4-101-4
TEL. 06-6419-0202 担当：中井

財団法人 神戸港湾医療保険協会 みなとクリニック
〒650-0041 神戸市中央区新港町13-2
TEL. 078-392-8621 担当：岡崎

〈平成21年度ドライブレコーダー導入助成金交付要綱〉

社団法人 兵庫県トラック協会

（事業趣旨）

第1条 兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）は、事業用トラックの交通事故ゼロを目指し、事故や危険時の映像記録により事故防止に効果があるドライブレコーダー等装着の導入をした兵庫県トラック協会加入事業者（以下「会員」という。）に対して助成金を交付する。

（対象装置）

第2条 助成の対象となる安全装置等は、ドライブレコーダー（以下「装置」という。運転中における危険と判断される行為を映像し、又はデータを記録する装置）及び機器専用ソフトウェア（解析ソフト）とし、対象装置は、別紙「ドライブレコーダー助成対象機種一覧」に示すものとする。別紙掲載以外のものについては、メーカー等の会社案内、製品カタログ等において全ト協が判断し追加するものとする。

2 装置の装着にあたっては、道路車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

（助成交付額及び助成対象数等）

第3条 助成金の交付額は、会員が、当該年度において新たに車両に装置を装着する場合、1台あたり3万円（兵ト協2万円、全ト協1万円）、機器専用ソフトウェア（解析ソフト）に対しては上限2万円（兵ト協のみ）とする。ただし、助成金が装置の価格を超えず、かつ、他の機関の助成等を含めた助成金の合計が装置の価格を超えない範囲で実施するものとする。

2 助成対象数は1会員あたりの上限は

装着装置 兵ト協助成 20台、全ト協助成 10台

ソフトウェア 兵ト協助成 1本

3 会費滞納者については、助成しないものとする。

（実績報告及び助成金の請求）

第4条 会員は、兵ト協に対して、様式1「ドライブレコーダー導入助成実績報告書兼助成金交付請求書」により、助成金を請求するものとする。

2 助成金請求期限は平成22年2月20日とし、助成金が予算額に達した時点で締め切るものとする。

（助成金交付）

第5条 兵ト協は、前条の「ドライブレコーダー導入助成実績報告書兼助成金交付請求書」の提

出があったときは、速やかにその報告内容を審査し、条件に適合すると認めるときは、会員に対して助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第6条 会員は、善良な管理者の注意をもって導入した装置を管理しなければならない。

2 交付の対象となった装置が、助成金の報告内容もしくはこれに付した条件に違反したときは、会員に対して期限を定めてその返還を求めることができる。ただし、装着の日から起算して1年を経過したときはこの限りではない。

(財産処分の制限)

第7条 会員は、交付対象となった装置が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ兵ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要な事項は、兵ト協が別にこれを定めるものとする。

(附則)

助成の対象は、平成21年4月1日以降導入した機器に適用する。

担当：輸送事業部

平成21年度対象機器一覧（ドライブレコーダー）

平成21年4月15日現在

☆映像記録型ドライブレコーダー

| 機器メーカー名 | 機器名称 | 型 式 | 注)EMS 基準対応 | 備 考 |
|----------|-----------|--------------|---------------|-----|
| 矢崎総業 | ドライブレコーダー | YAZAC-eye | - | |
| | | YAZAC-eye2 | - | |
| | | YAZAC-eye2L | - | |
| | | YAZAC-eye2E | ○ | |
| | | YAZAC-eye2EL | ○ | |
| ホリバアイテック | どら猫 | DR-3031 | - | |
| | | DR-3033(V) | - | |
| | | DR-3033E(V) | - | |
| | | DR-3034E(V) | - | |
| | | DR-3034EX(V) | - | |

| | | | | |
|------------------|------------------|---------------------|---|---------------------------------------|
| ホリバアイテック | どら猫プラス | DR-5100 | ○ | |
| | | DR-5200 | ○ | |
| | | DR-5300 | ○ | |
| | | DR-5300-M | ○ | |
| | | DR-5400 | ○ | |
| | | DR-9100 | ○ | |
| | | DR-9100V | - | |
| データ・テック | セイフティレコーダ | M68 | ○ | SRVideo |
| | DVRmini+ | M605 (M603DR) | △ | デジタコ (M603) とのセットは M603DR と表記 (EMS対応) |
| クラリオン | HDDドライブレコーダー | CF-2400A-A | △ | EMS対応ソフト (CTA-039-100) |
| あきば商会 | ドライブレコーダー | MU-04RD-EMS | ○ | クオリティービジョン |
| | | MU-04EMS | ○ | クオリティービジョン |
| | | MU-01 | ○ | クオリティービジョン |
| 富士通テン | OBVIOUSレコーダー | DRU-2011 | - | |
| | | DRU-2012 | △ | EMS対応ソフト |
| | | DRU-2013 | △ | (ROM201E) |
| | | DRU-3011 | - | |
| | | DRU-3012 | △ | EMS対応ソフト |
| | | DRU-3013 | △ | (ROM301E) |
| オプテックス | ドライブトレーナー | DT-01 | - | |
| | | DT-G01 | △ | EMS対応ソフト (SW-VD01、SW-VDT01) |
| アイ・シー・エル | ドライブレコーダー | DA-4000EMS | ○ | |
| | | DA-4000 | - | 1-8677-3268-0 |
| | | DA-4000 (GPS) | - | 1-8677-3269-0 |
| | | DA-4000 (HDD) | - | 1-8677-3270-0 |
| | | DA-4000 (GPS+HDD) | - | 1-8677-3271-0 |
| | | DRE-100 | - | 1-8677-3541-0 |
| カヤバ工業 | クルマメ | DRE-100 | - | |
| | | DRE-110 | - | |
| | | DRE-120 | ○ | |
| マルハマ | Road View Master | DR-969RV | - | |
| 三菱ふそう トラック・バス | DVRmini+ | QZ064602 (QZ64601A) | ○ | デジタコ (QZ64600A) とのセットは QZ64601A と表記 |
| ティー・エム・ピー | ドライビング・プロ | DP-101E | ○ | |
| | | DP-101 | - | |
| | | DP-301E | ○ | |
| | | DR-301 | - | |
| ドライブ・カメラ | ドライブレコーダー | WN-WITNESS II | - | |
| アルファ・デポ | ドライブレコーダー | DPR-1100 | ○ | |
| Luna | ドライブレコーダー | LNP-1000 | - | |
| シナノケンシ | ドライブレコーダー | ER-X1/JM | - | |
| | | ER-X1/JCM | - | |

注) ○=対応 △=ソフト等の条件を満たす場合に対応 -=非対応

※上記以外の製品で別に定めた助成基準に該当する機器についても助成対象とする。

※解析ソフト、カードリーダー等の事務所用機器については対象外とする。

注意

ドライブレコーダ助成の基準は、下記に適合する機器です。

- (1) 十分な耐久性があること。
- (2) 品質が保証され、保証期間が定められていること。
- (3) 機械的作動が円滑であること。
- (4) 時計が取り付けられており、時間情報を取得できること。
- (5) トラック用に開発されていること。
- (6) 事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、トリガ前後の映像や瞬間速度、加速度等の走行に関するデータを記録できること。
- (7) 解析ソフトなどを介して、記録媒体に記録されたデータから事故及び危険挙動運転等の原因を分析できること。

助成対象の機器の追加については、上記の基準を満たしていることを確認いただき兵ト協までご連絡ください。

〈平成21年度衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付要綱〉

社団法人 兵庫県トラック協会

（事業趣旨）

第1条 (社)兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）は、事業用トラックの追突事故を削減するために、(社)全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）と協調し、衝突被害軽減ブレーキ装置（以下「装置」という。）を装着導入した兵ト協会員事業者に対して助成金を交付する。

（対象装置）

第2条 助成の対象となる装置は、次に掲げる基準に適合するものに限る。

改正「前方障害物衝突軽減制動装置の技術指針」（平成17年11月15日・国自技第181号）に適合した装置であること。

（交付額等）

第3条 助成金の交付額は、会員事業者が当該年度に新たに車両に装置を装着した場合、1台あたり11万円（兵ト協5万5千円、全ト協5万5千円）を交付する。ただし、国等の補助金及び助成金の合計が装置の価格を超えない範囲で実施する。

兵ト協分の助成は1会員あたり5台を上限とする。

（助成金の申請）

第4条 会員事業者は装置導入が完了したときは、「被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付申請書」（以下「助成金交付申請書」という。）に必要書類を添付し、兵ト協に提出しなければならない。

また、助成金交付申請期限は平成22年2月20日までとし、助成金額が予算額に達した時点で締め切るものとする。

なお、兵ト協は、会員事業者に対し本助成に関して、必要な報告を求めることができる。

（助成金交付）

第5条 兵ト協は、会員事業者から前条の助成金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、交付条件に適合すると認めるときは、会員事業者に対して助成金を交付する。

（助成金の返還）

第6条 会員事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した装置を管理

しなければならない。

2 会員事業者又は交付の対象となった装置が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、兵ト協は事業者に対して期限を定めてその返還を求めることができる。但し、当該装置が装着の日から起算して4年を経過した日以降に発生したものについてはこの限りではない。

1) 助成金の申請内容若しくはこれに付した条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したとき。

2) 事故又は火災等により当該装置が使用できなくなったとき。

3) 差し押さえ又は競売等により当該装置が使用できなくなったとき。

4) 会員事業者が兵ト協を脱会したとき。

3 会員事業者は、第2項に掲げる各号に該当する事実が明らかになった時点で、その内容を遅滞なく兵ト協に報告しなければならない。

(財産の処分の制限)

第7条 会員事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して4年を経過するまでの期間は、当該車両の兵庫県外への配置はもとより、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ兵ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、兵ト協が別にこれを定める。

附則 本要綱は平成21年4月1日に遡及する。

【問合せ先】

兵ト協 担当＝輸送事業部 TEL 078-882-5556

「衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付申請書」は、連絡いただければ送付いたします。

導入されましたら、事務局（上記）まで、連絡いただきますようお願いいたします。

〈平成21年度安全装置等導入促進助成金交付要綱〉

社団法人 兵庫県トラック協会

（事業趣旨）

第1条 (社)兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）は、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、(社)全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）と協調し、危険予測に効果があると思われる安全装置等装着導入した会員事業者に対して助成金を交付する。

（対象装置）

第2条 助成の対象となる安全装置等は、原則として平成21年度に導入した次の各号に掲げる機能を有する後方視野確保支援装置（以下「装置」という。）で全ト協が助成事業対象機器に指定している装置とする。なお、装置の装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

- ① 後退時の後方視野が確保できること。
- ② 運行時（前進も含む。）において後方視野が確保できること。
- ③ 概ねルームミラーの位置において後方視野が確保できること。

※ 別添一覧参照

※ 装着要件機能を有し、全ト協指定に無い場合は必ず事前にご相談ください。

（交付額）

第3条 助成金の交付額は、会員事業者が当該年度に新たに車両に装置を装着した場合、1台あたり2万円を交付する。ただし、国等の補助金及び助成金の合計が装置の価格を超えない範囲で実施する。

1 会員の申請台数の上限は原則として20台とする。但し、届出台数を超えないものとする。

（助成金の申請）

第4条 会員事業者は装置導入が完了したときは、「安全装置等導入促進助成金交付申請書」（以下「助成金交付申請書」という。）に必要書類を添付し、兵ト協に提出しなければならない。

また、助成金交付申請期限は平成22年2月20日までとし、助成金額が予算額に達した時点で締め切るものとする。

なお、兵ト協は、会員事業者に対し本助成に関して、必要な報告を求めることができる。

(助成金交付)

第5条 兵ト協は、会員事業者から助成金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、交付条件に適合すると認めるときは、会員事業者に対して助成金を交付する。

(財産の処分制限)

第6条 会員事業者は、交付対象となった装置が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ兵ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、兵ト協が別にこれを定める。

附則 本要綱は平成21年4月1日に遡及する。

【問合せ先】

兵ト協 担当＝輸送事業部 TEL 078-882-5556

「安全装置等導入促進助成金交付申請書」は、連絡いただければ送付いたします。
装着要件機能を有し、全ト協指定に無い場合は必ず事前にご相談ください。



**!! 国道43号・阪神高速3号神戸線から
5号湾岸線へ迂回をお願いします!!**

平成21年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

平成21年4月1日現在

| 装置メーカー名 | 装置名称・型式 |
|---------------|--|
| (株)日本ビューテック | リアビューモニター 「対象機種」 TKV-S20、TKV-S20N、TKV-S30 (但し、TKV-S30 (OD) は除く) (注3)、TKV-S30D、TKV-S30DF |
| | ナイスビューモニター 「対象機種」：VW-S10、VW-S20、VW-SN20 |
| 市光工業(株) | セイフティビジョン 「対象型式」 ST-900シリーズ、ST-800シリーズ、ST-500シリーズ (但し、ST-900D、ST-900FL、ST-900FS、ST-800Dは除く) |
| (株)アトム技研 | ARGUS(A) 「対象型式」：ARGUS-0603AT |
| | ARGUS(B) 「対象型式」：ARGUS-0605BS |
| (株)ワーテックス | BACK EYE SYSTEM 「対象型式」 XL-702(天吊り型)、XL-703(天吊り型)、TS706、TM706 |
| クラリオン(株) | カメラ&モニターシステム 【ルームミラー型の特定方法】 明細書の中に「ハイマウントモニター取付キット：LAA-057-100」が含まれること。(注1) |
| 三菱電機(株) | カービジョン ルームミラー型モニター 「対象型式」 CM-5200、CM-7200(注1) |
| アールアンドピー(株) | ルームミラー取付タイプカラーバックカメラセット 「対象型式」 CR70500-R、CR70500-RA、CR70500-RB、CR70720-RA、CR70720-RB、DVA-Comb01-RA、DVA-Comb01-RB |
| (株)アルファ・デポ | バックモニターシステム 「対象商品名」 AP-5000M、PHO-7200、AP-7000 |
| セイコープレジジョン(株) | テレサイトシステム 「対象型式」 TL15MR、TL16MR、TL1623MR (注2) |
| ヤック(株) | バックモニターセット 「対象型式」 XC-M7SS、XC-M7SM、XC-M7SL、XC-M7SX、XC-M7SY |

(注1) 全ト協からクラリオン及び三菱電機には販売店より購入事業者に対し、装着明細書を発行するように依頼済み。

なお、その他メーカーに対しても、ルームミラー型と特定できるように名称や型式を納品書等に明記するよう依頼済み。

(注2) セイコープレジジョンはセイコーエスヤードから6月30日付けで事業移管。上記3型式以外に「特注対応品」があり、その場合は納品書の中に「インナーミラー取付金具：KS-670W-RM」が含まれる。

(注3) TKV-S30(OD)はオンダッシュ方式のため対象外。識別方法としては、納品書及び保証書に「TKV-S30(OD)」と明記されている。

〈県下の小学新一年生への「交通安全啓発下敷き、定規」贈呈式を行いました〉

(社)兵庫県トラック協会では、交通事故防止事業の一環として、県下小学校の新一年生に対して、少しでも交通安全意識を持ってもらうため、昭和55年より絵入りの「交通安全啓発下敷き等」を贈呈しております。本年も、県下814校の小学新一年生53,000名に「下敷き、定規」をお贈りし、贈呈式を下記にて実施しました。

なお、春の全国交通安全運動の期間中でもあり、贈呈式に引き続き、生田警察署、生田交通安全協会にご協力いただきトラックを使った交通安全教室を開催いたしました。

日時 平成21年4月15日(水) 午前9時55分～(贈呈式)
午前10時00分～(トラック交通安全教室)

場所 神戸市立 山の手小学校 神戸市中央区中山手通7-31-1



河原交通対策委員長から
下敷・定規を贈呈しました。



ダミー人形を使った交通
安全教室を開催しました。

「第28回近畿フォークリフト運転競技大会」参加（推薦）選手の募集

実施要領

1 目的

フォークリフト運転競技を通じ、順法精神と安全意識の高揚および運転の知識、技能の向上をはかり、もって安全作業の確立と実効ある労働災害防止の推進に資することを目的とする。

2 主催

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 近畿ブロック各支部

3 開催日時

平成21年8月29日(土) 9時00分～16時00分(予定)

4 大会会場

クレフィール湖東(滋賀県東近江市平柳町22-3 TEL 0749-45-3880)

5 参加(推薦)資格

- (1) 陸運労災防止協会の会員事業場の在籍専従員で、勤務成績が優秀であること。
- (2) 参加申込日において、フォークリフト運転技能講習修了証取得後、1年以上経過していること。
- (3) 参加申し込み日において、フォークリフトおよび自動車の運転について過去1年間(人身事故については過去3年間)無事故であること。
- (4) 過去に全国大会で入賞(第1位～第5位)経験のないこと。

6 参加費

無料(但し、当日の昼食以外の交通費等は各自でご負担いただきます。)

7 定員 60名(但し、兵庫県支部からの推薦の定員を20名とさせていただきます。)

参加申込みが20名以上となった場合は、同一事業場からの参加(推薦)選手の人数制限および推薦選手選抜の為、下記講習会において県内予選の開催もありますのでご了承下さい。

申し込み先(問い合わせ先)

別紙「参加申込書」に、「フォークリフト運転技能講習修了証」のコピーを添付して、下記あてご送付ください。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部(担当 高田)
〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4番27号 兵庫県トラック協会内
TEL 078-882-5556 FAX 078-882-5565

申込み締切り(第1次)

平成21年5月29日(金)

<フォークリフト運転従事者安全講習会(仮称)を開催します>

原則、参加選手を対象に、フォークリフト運転技能講習講師による学科「関係法令」「力学」「荷役に関する知識」の取得、実車を使用した点検(作業開始前点検の実演)および「安全衛生法の遵守基本操作技術」の講習会を開催します。

開催日時 平成21年6月13日(土) 14:00～

開催場所 神戸港湾教育訓練協会(会場アクセスについては、P38参照)

※ 講習会参加者には、学科問題で使用される「フォークリフト運転士テキスト」を無償配布

8 表彰等

選手表彰（1位～5位までの入賞者 大会会長賞状および副賞）、参加賞（出場選手全員）

9 競技種目および審査の概要

学科競技、点検競技、運転競技の3種目の競技を行なう。

学科競技の問題は「フォークリフト運転士テキスト」から出題し、実科競技は、フォークリフト運転技能講習規程に基づき実施する。

(1) 学科競技

所要時間40分で、安全な運転の方法に関する必要な知識取得状況について、正誤方式により試験する。

出題数は50問とし、試験内容は、関係法令、走行に関する装置の構造および取扱いの方法、荷役に関する装置の構造および取扱いの方法、運転に必要な力学について行なう。

(2) 点検競技

安全な仕事をするための「作業開始前点検」を主体として、フォークリフトにあらかじめ設定した不具合箇所を発見、報告する方法とし、点検要領の適切性について審査する。制限時間は5分とする。

使用車両は、最大荷重2.5トン（トルコン式ディーゼル車）カウンターバランス型とする。

(3) 運転競技

安全かつ正確に運転・荷役することを主体として、安全衛生法の順守基本操作技術について審査し、とくに安全を無視した運転方法に対しては厳しく減点する。

標準所要時間5分で、競技用コースを走行、および荷の積卸しを行なう。（5分経過後は、5秒以内毎に5点減点する）

使用車両は、最大荷重2.5トン（トルコン式ディーゼル車）カウンターバランス型とする。

10 競技の配点

配点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1, 000点（満点）

ア. 学科競技・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・300点

イ. 点検競技・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・100点

ウ. 運転競技・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・600点

11 順位の決定

総合得点（満点1, 000点）の高い者をもって上位とするが、同点の場合は、まず運転競技の成績の良い者を上位とする。さらに、運転も同点の場合には点検の良い者とし、なおかつ同点の場合には運転競技の所要時間の短い者を上位とする。

全国大会への推薦

兵庫県からの参加選手のうち、当該大会において入賞の有無にかかわらず最優秀の成績を修められた1名を平成21年9月27日(日)に埼玉県深谷市（埼玉県トラック総合教育センター）で開催される「第24回全国フォークリフト運転競技大会」に兵庫県支部代表選手として推薦いたします。

第 28 回近畿フォークリフト運転競技大会 参加申込書(選手推薦書)

申込日:平成 年 月 日

| | | | | |
|-----------------------|---|--|-----------|-----|
| ふりがな | | | 性別 | 男・女 |
| 選手氏名 | | | | |
| 現住所 | 〒 - | | | |
| 電話番号 | (携帯電話) - - | | | |
| 会員名 所属 事業場名 | (会社名) | | (支店・営業所) | |
| | (所在地) 〒 - | | | |
| | (TEL) - - | | (FAX) - - | |
| 連絡担当者 | (所属・役職) | | (氏名) | |
| 参加資格 の証明欄 | <p>標記は、当事業場専従員であり、参加申込み日において、フォークリフト及び自動車の運転について過去1年間(人身事故については過去3年間)無事故であり、大会実施要領の参加資格を有していること証します。</p> <p>証明者署名 (所属事業場責任者等) 役職 _____ 氏名 _____ 印 _____</p> | | | |

上記個人情報、当該大会及び全国大会の推薦時以外使用いたしません。

| |
|---|
| 所持するフォークリフト運転技能講習修了証 (コピー貼付欄 ※表・裏) |
| |

| | |
|---|---------------------------|
| フォークリフト運転従事者安全講習会 (仮称) 〈H21. 6. 13(土) 14:00〜〉の参加 | 参加 ・ 不参加 |
|---|---------------------------|

講習会のお知らせ

◎ フォークリフト運転技能講習会（31時間講習）

※ 最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転（道交法による道路上を走行させる運転を除く）の業務には、都道府県労働局長の登録教習機関で技能講習を修了した方であれば就業できません。

1. 講習日時・会場

| | | |
|--------|-------|---|
| 学 科 | 講 習 日 | 平成21年6月4日(木) 9時～ 8時45分受付 |
| | 会 場 | (社)兵庫県トラック協会 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※受講者の為の駐車場はありません。 (公共交通機関を利用して下さい) |
| 実 技 | 講 習 日 | 平成21年6月7日(日) 8時～ 7時45分受付 6月13日(土) 8時～ 6月14日(日) 8時～ |
| | 会 場 | 神戸港湾教育訓練協会 神戸市中央区港島8-11-3 ※駐車場：有 |

2. 受講料

| | 受 講 料 | テキスト代 | 合 計 | 受 講 資 格 |
|------------|-------------------------------|---------------------------|-------------------------------|----------------------------|
| 兵ト協 会 員 | 33,600円 〔内消費税5% 1,600円〕 | 陸災防兵庫 県支部負担 | 33,600円 〔内消費税5% 1,600円〕 | 普通自動車運転免許を 有し、満18歳以上の方。 |
| 非会員 | 33,600円 〔内消費税5% 1,600円〕 | 1,400円 〔内消費税5% 66円〕 | 35,000円 〔内消費税5% 1,666円〕 | |

3. 申込要領

(1) 陸運労災害防止協会兵庫県支部へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で下記申込先に郵送して下さい。

① 受講申込書（A4サイズにコピーして使用して下さい）

② 証明写真2枚（サイズ縦3.5cm、横2.5cm）

※ 合格された場合の修了証に使用しますので、サイズは正確に切って下さい。

2枚のうち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

③ 本籍地を証明できる書類

※ 住民票の写し等（運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可）

④ 受講料

(申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～16時（12時～13時は除く）。

(2) 納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金できません。
受講票は、講習会初日の約5日前程度に所属事業場宛てに郵送いたします。

(3) 予約受付及び申込書受付期間

平成21年5月11日(月)～平成21年5月27日(水)

ただし、期間にかかわらず定員（50名）に達ししだい締め切ります。

4. 修了証

法定の講習時間を受講し、学科実技共、修了試験に合格した方には修了証を交付いたします。

4日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

5. 持参品

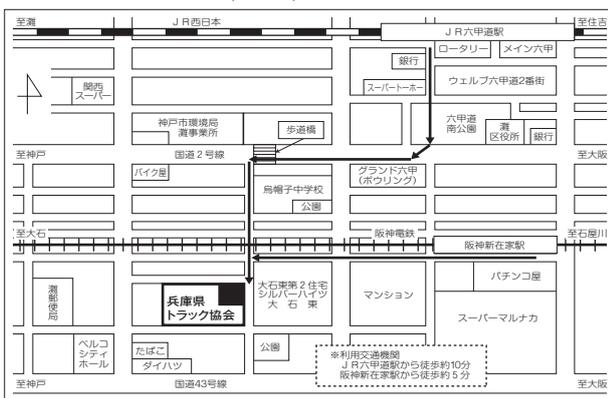
学科講習日：受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム）

実技講習日：受講票・ヘルメット・安全靴・作業服（長そで：運転の際は長そでで行います）・カッパ（雨天の場合でも実施致します）

学 科 会 場

(社)兵庫県トラック協会

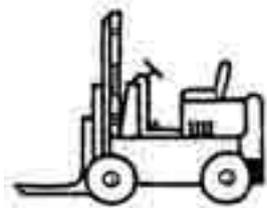
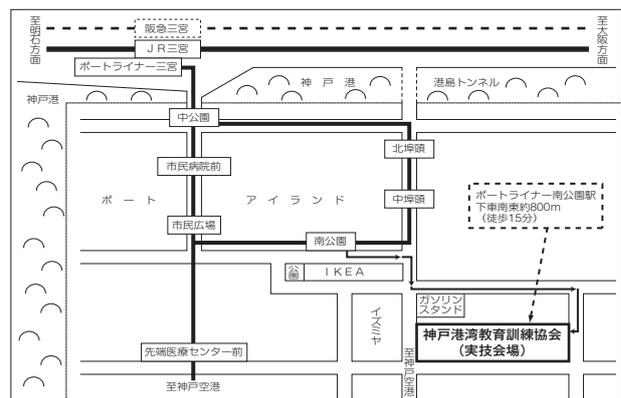
神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
TEL (078) 882-5556



実 技 会 場

神戸港湾教育訓練協会

神戸市中央区港島8-11-3



フォークリフト運転技能講習会

受講申込書

修了証台帳

証明写真を
貼付して下
さい。
縦3.5cm
横2.5cm

| | | | | |
|--------------------------|---|--|-----------|------|
| ふりがな | | 性別 | | ※ |
| 氏名 | | 男 ・ 女 | 修了証 番号 | |
| 生年月日 | 昭和 年 月 日生 | 交付年月日 | | ※ |
| 現住所 (修了証に載ります) | 〒 電 話 (携帯電話) | | 本籍 | 都道府県 |
| 勤務先 | 所在地 | 〒 電 話 | F A X | |
| | 名称 | | | |
| 所持する自動車 運転免許証 | 1. 大型特殊(カタピラ限定なし) 2. 大 型 3. 中 型 4. 普 通 5. 大型特殊(カタピラ限定付) (注)所持する免許に○を付けて下さい | 免許証番号 | | |
| | | 取得年月日 | 年 月 日 | |
| | | 発行者 | 公安委員会 | |
| ここに自動車運転免許証のコピーを貼付して下さい。 | | 平成 年 月 日 | | |
| | | 受講者氏名 ㊟ | | |
| 書替・再交付年月日 | ※ 年 月 日 | | | |

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

◎ はい作業主任者技能講習会

※ 「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薫蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く）の集団をいう。

高さが2メートル以上の「はい」作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く）を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

| | | |
|------|---|----------------------|
| 講習日時 | 1日目 | 平成21年6月24日(水) 9時～17時 |
| | 2日目 | 平成21年6月25日(木) 9時～18時 |
| 講習会場 | (社)兵庫県トラック協会 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※受講者の為の駐車場はありません。 | |

2. 受講料

| | 受講料 | テキスト代 | 合計 |
|-------|-------------------------|------------------------|-------------------------|
| 兵ト協会員 | 6,500円 (内消費税5% 309円) | 陸運防兵庫県支部負担 | 6,500円 (内消費税5% 309円) |
| 非会員 | 6,500円 (内消費税5% 309円) | 1,500円 (内消費税5% 71円) | 8,000円 (内消費税5% 380円) |

3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

4. 申込要領

(1) 陸運労災害防止協会兵庫県支部へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で下記申込先に郵送して下さい。

① 受講申込書 (A4サイズにコピーして使用して下さい)

② 証明写真2枚 (サイズ縦3.5cm、横2.5cm)

※ 合格された場合の修了証に使用しますので、サイズは正確に切って下さい。
2枚のうち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

③ 本籍地を証明できる書類

※ 住民票の写し等 (運転免許証に本籍地が記載されている場合は、免許証のコピーでも可)

④ 受講料

(申込先)

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災害防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～16時 (12時～13時は除く)。

- (2) 納入された受講料は、受講票を発行した以後は、一切返金できません。
 受講票は、講習会初日の約5日前程度に所属事業場宛てに郵送いたします。
- (3) 予約受付及び申込書受付期間
 平成21年5月18日(月)～平成21年6月12日(金)
 ただし、期間にかかわらず定員(100名)に達ししだい締め切ります。

5. 修了証

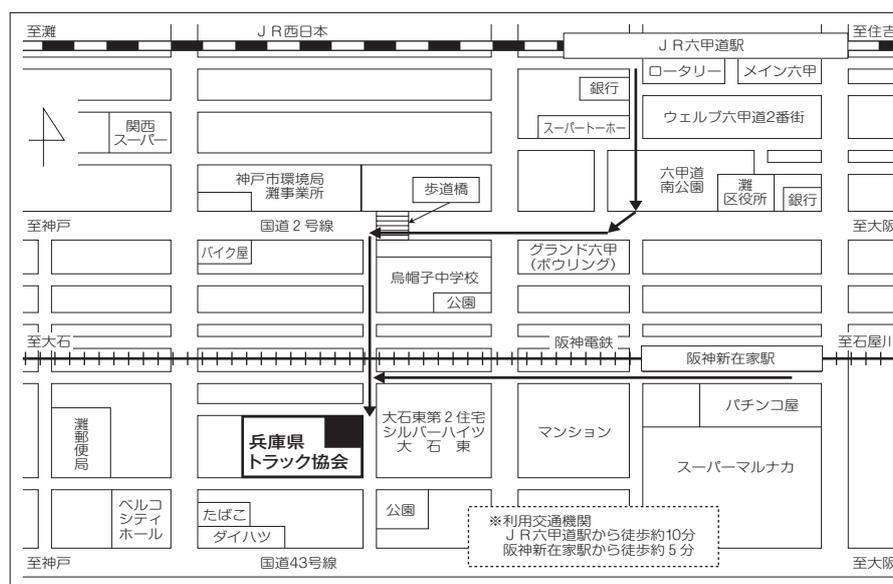
法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には修了証を交付いたします。
 2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

6. 持参品

受講票・筆記具(えんぴつ・消しゴム)

はい作業主任者技能講習会場 (社)兵庫県トラック協会

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
 TEL (078) 882-5556



はい作業主任者技能講習会

受講申込書

修了証台帳

写真貼付して下さい。
縦3.5cm
横2.5cm

| | | | | |
|----------------------------------|-----------|-------------|-----------|------|
| ふりがな | | 性別 | | ※ |
| 氏名 | | 男 ・ 女 | 修了証 番号 | |
| 生年月日 | 年 月 日生 | 交付年月日 | | ※ |
| 現住所 <small>(修了証に載ります)</small> | 〒 | | 本籍 | 都道府県 |
| | 電話 (携帯電話) | | | |
| 勤務先 | 所在地 | 〒 | | |
| | 名称 | 電話 | F A X | |

証 明 書

受講者氏名 _____ ㊟

上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に _____ 年 月から _____ 年 月まで
3年以上従事した経験を有する者であることを証明します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

事業者名 _____

事業者 _____ ㊟

| | |
|-----------|---------------------------|
| 書替・再交付年月日 | ※ _____ 年 _____ 月 _____ 日 |
|-----------|---------------------------|

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

平成21年度技能講習会実施計画表

平成21年4月 現在
陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部

登録技能講習

| 講習名 | 講習日 | | | | 講習会場 | 講習科目 | 定員 | 受講(予約)申込受付期間 | 受講料 |
|---------------------------------------|----------------|-----|--------------------|--|------|---|--|--------------|-----|
| | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | | | | | |
| 第1回 フォークリフト 運転技能講習会 (31時間講習) | 平成21年6月4日(木) | 学科 | (社)兵庫県トラック協会研修センター | 関係法令・力学・荷役に関する知識 学科試験 | 50名 | 平成21年 5月11日(月)～27日(水)迄 (定員に達し次第締め切り) ※必ず電話による定員枠の確認を し、予約の上、申込書を送付し て下さい。 | 33,600円 (32,000円) (消費税5% 1,600円) | | |
| | 平成21年6月7日(日) | 実技 | 神戸港湾教育訓練協会 | フォークリフトの走行の操作 フォークリフトの荷役の操作 実技試験 | | | | | |
| | 平成21年6月13日(土) | | | | | | | | |
| | 平成21年6月14日(日) | | | | | | | | |
| 第2回 フォークリフト 運転技能講習会 (31時間講習) | 平成21年9月3日(木) | 学科 | (社)兵庫県トラック協会研修センター | 関係法令・力学・荷役に関する知識 学科試験 | 50名 | 平成21年 8月3日(月)～26日(水)迄 (定員に達し次第締め切り) ※必ず電話による定員枠の確認を し、予約の上、申込書を送付し て下さい。 | 33,600円 (32,000円) (消費税5% 1,600円) | | |
| | 平成21年9月6日(日) | 実技 | 神戸港湾教育訓練協会 | フォークリフトの走行の操作 フォークリフトの荷役の操作 実技試験 | | | | | |
| | 平成21年9月12日(土) | | | | | | | | |
| | 平成21年9月13日(日) | | | | | | | | |
| 第3回 フォークリフト 運転技能講習会 (31時間講習) | 平成21年11月5日(木) | 学科 | (社)兵庫県トラック協会研修センター | 関係法令・力学・荷役に関する知識 学科試験 | 50名 | 平成21年 10月5日(月)～28日(水)迄 (定員に達し次第締め切り) ※必ず電話による定員枠の確認を し、予約の上、申込書を送付し て下さい。 | 別途テキスト代 1,400円 (1,334円) (消費税5% 66円) | | |
| | 平成21年11月8日(日) | 実技 | 神戸港湾教育訓練協会 | フォークリフトの走行の操作 フォークリフトの荷役の操作 実技試験 | | | | | |
| | 平成21年11月14日(土) | | | | | | | | |
| | 平成21年11月15日(日) | | | | | | | | |
| 第4回 フォークリフト 運転技能講習会 (31時間講習) | 平成22年3月4日(木) | 学科 | (社)兵庫県トラック協会研修センター | 関係法令・力学・荷役に関する知識 学科試験 | 50名 | 平成22年 2月1日(月)～24日(水)迄 (定員に達し次第締め切り) ※必ず電話による定員枠の確認を し、予約の上、申込書を送付し て下さい。 | ※兵ト協会員は、 テキスト代無料 | | |
| | 平成22年3月6日(土) | 実技 | 神戸港湾教育訓練協会 | フォークリフトの走行の操作 フォークリフトの荷役の操作 実技試験 | | | | | |
| | 平成22年3月13日(土) | | | | | | | | |
| | 平成22年3月14日(日) | | | | | | | | |
| 第1回 はい作業主 技能講習会 | 平成21年6月24日(水) | 学科 | (社)兵庫県トラック協会研修センター | はいに関する知識・機械荷役 関係法令・人力荷役 学科試験 | 100名 | 平成21年5月18日(月)～ 6月12日(金)迄 (定員に達し次第締め切り) ※必ず電話による定員枠の確認を し、予約の上、申込書を送付し て下さい。 | 6,500円 (6,191円) (消費税5%309円) | | |
| | 平成21年6月25日(木) | | | | | | | | |
| 第2回 はい作業主 技能講習会 | 平成22年1月20日(水) | 学科 | (社)兵庫県トラック協会研修センター | はいに関する知識・機械荷役 関係法令・人力荷役 学科試験 | 100名 | 平成21年12月14日(月)～ 平成22年1月8日(金)迄 (定員に達し次第締め切り) ※必ず電話による定員枠の確認を し、予約の上、申込書を送付し て下さい。 | 別途テキスト代 1,500円 (1,429円) (消費税5%71円) | | |
| | 平成22年1月21日(木) | | | | | | | | |

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成21年3月末現在）

（単位：円／ℓ）

| 区分 元売名 | ローリー | 組 合 | カ ー ド | スタン |
|--------------|-------|-------|---------|-------|
| | 平 均 | 平 均 | 平 均 | 平 均 |
| 新 日 本 | 71.66 | 73.50 | 88.64 | 76.83 |
| 出 光 | 71.25 | 75.50 | 76.83 | 78.00 |
| J エナジー | | | | 74.25 |
| コ ス モ | 70.81 | 73.20 | 83.70 | 92.50 |
| 昭和シェル | 70.97 | | | 74.50 |
| モ ー ビ ル | 69.80 | | 80.00 | |
| エ ッ ソ | 70.55 | 70.50 | | 89.00 |
| そ の 他 | 71.38 | 74.38 | 78.90 | 82.42 |
| 総 計 | 71.15 | 73.88 | 83.05 | 81.06 |
| 21 / 2 | 全国平均 | 75.49 | 調 査 な し | 80.76 |
| | 近畿平均 | 74.13 | | 80.90 |

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円／ℓ）

| 区分 集計月 | ローリー | 組 合 | カ ー ド | スタン |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| | 平 均 | 平 均 | 平 均 | 平 均 |
| 平成20年4月 | 108.91 | 111.03 | 115.66 | 115.86 |
| 平成20年5月 | 95.13 | 99.70 | 101.23 | 104.12 |
| 平成20年6月 | 120.40 | 117.17 | 124.60 | 125.10 |
| 平成20年7月 | 131.75 | 130.94 | 136.58 | 139.02 |
| 平成20年8月 | 141.78 | 137.33 | 145.54 | 146.38 |
| 平成20年9月 | 142.33 | 144.81 | 149.62 | 151.40 |
| 平成20年10月 | 132.58 | 139.59 | 142.72 | 142.72 |
| 平成20年11月 | 119.07 | 126.22 | 132.70 | 130.81 |
| 平成20年12月 | 97.71 | 109.93 | 115.63 | 110.09 |
| 平成21年1月 | 86.80 | 90.96 | 102.81 | 98.29 |
| 平成21年2月 | 77.65 | 82.01 | 91.24 | 86.33 |
| 平成21年3月 | 73.00 | 75.91 | 85.54 | 81.64 |
| 平成21年4月 | 71.15 | 73.88 | 83.05 | 81.06 |
| 年 間 平 均 | 107.56 | 110.73 | 117.46 | 116.37 |

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”
（県からの補助金に大きく影響します）

会 員 だ よ り

入会届

| 入会年月日 | 支部名 | 種別 | 会社名 | 代表者名 | 主たる連絡先 |
|---------|----------|----------|------------------------------|------|---|
| 21.4.13 | 西播 | 利用 | 西播地区運送 事業協同組合 | 福永征秀 | 〒670-0976 姫路市中地26番地の1 ☎ 079-298-8090 FAX 079-298-8131 |
| 4.15 | 神戸 中央 | 一般 | 兵庫県自動車 修理業・レッカー 事業協同組合 | 辻本博 | 〒650-0045 神戸市中央区港島2-3-3 ☎ 078-303-5558 FAX 078-303-2522 |
| 4.21 | 東神戸 | 一般 利用 | (株)東灘カーゴ | 岸浩司 | 〒658-0025 神戸市東灘区魚崎南町3丁目12-28 ☎ 078-436-5444 FAX 078-436-5445 |

退会届

| 退会年月日 | 支部名 | 種別 | 会社名 | 代表者名 | 備考 |
|---------|-----|----------|---------------------|------|--------|
| 21.3.26 | 丹有 | 利用 | (有)友和 | 鈴木義之 | 都合により |
| 3.31 | 東神戸 | 一般 | コベルコ ビジネスサポート(株) | 伊藤俊紀 | 事業廃止 |
| 4.1 | 兵庫 | 一般 | (株)兼久 | 田中久嗣 | 都合により |
| 4.1 | 西宮 | 一般 | アサヒロジ(株) | 中村恭三 | 兵庫県廃止 |
| 4.8 | 東神戸 | 一般 利用 | 岩本運送(株) | 岩本吉記 | 事業廃止 |
| 4.23 | 淡路 | 一般 | 松井流通 エクスプレス(有) | 松井伸成 | 事業休止の為 |

変更届

| 届出年月日 | 会員名簿 ページ数 | 変更事項 | (旧) | (新) |
|---------|--------------|------|-------------------------|------------|
| 21.3.19 | P.123 | 代表者 | ツー・エス・エー物流企画(株) 立脇光秀 | 高井隆正 |
| 3.23 | P.10 | 代表者 | 前進テック(株) 前田弘 | 前田大輔 |
| 3.23 | P.202 | 代表者 | (有)大同商会 石田新平 | 石田雄士 |
| 3.25 | P.168 | 合併申請 | 大阪ガスLPGサービス(株) | 大阪ガスLPG(株) |
| 3.27 | P.10 | 代表者 | (株)摂津清運 金子文雄 | 平野博 |

| | | | | |
|---------|-------|------------------|---|--|
| 21.3.30 | P.94 | 代 表 者 | (株)倉治回漕店 福 本 聡 子 | 服 部 博 |
| 3.30 | P.106 | 名 称 | 大 星 運 輸 (有) | 大 星 運 輸 (株) |
| 3.31 | P.174 | 代 表 者 | 山陽デリバリーサービス(株) 土 師 可 能 | 井 奥 和 也 |
| 4.1 | P.58 | 代 表 者 | ウエムラ物流(株) 上 村 國 秋 | 上 村 誠 |
| 4.1 | P.44 | 代 表 者 | (株)ケービー物流阪神 岡 崎 不 二 夫 | 明 智 令 朗 |
| 4.3 | P.1 | 住 所 (住居表示) | アビーロード(株) 神戸市東灘区御影町郡家 字庄ノ元249-3-302 | 〒658-0048 神戸市東灘区御影町家 1丁目20-9-302 |
| 4.6 | P.16 | 代 表 者 | (株)福富運送 田 中 宗 昭 | 田 中 榮 子 |
| 4.7 | P.174 | 代 表 者 | (株)サンキュウ・トランスポート関西 豊 久 正 博 | 本 田 明 道 |
| 4.10 | 中 央 | 名 称・住 所 代 表 者 | (株)西神興産 神戸市北区日の峰3丁目25-9 内木場 正 之 | (株)領南運輸 〒651-1233 神戸市北区日の峰5丁目10-1-1-305 松 村 大 輔 |
| 4.17 | P.65 | 代 表 者 | (有)西村運送 西 村 豊 春 | 西 村 辰 雄 |

かなしみ

| 年月日 | 支部名 | 氏 名 | 会 社 名 |
|---------|-----|-----------|-----------|
| 21.3.15 | 東 部 | 出 口 操 様 | 出口運輸倉庫(株) |
| 3.19 | 西 播 | 岩 澤 澄 男 様 | 岩澤運輸(株) |



ご協力ありがとうございました

交通遺児の募金を寄せられた会員

(平成21年3月24日現在)

H21・3・24 (株) 三 陸 3,186円

交通遺児募金の郵便振替口座

○□ 座 番 号 01170-6-54803
○□ 座 名 社団法人 兵庫県トラック協会募金係

協会日誌

| 月日 | 行 事 名 | 場 所 | 月日 | 行 事 名 | 場 所 |
|-----|------------------------|--|------|-------------------------------------|----------------------|
| 4・2 | 正・副会長会議 | 兵ト協 | 5・13 | 「神戸市防災会議」幹事会 | 神戸市役所1号館 14F大会議室 |
| 6 | 春の全国交通安全運動 | | | 大ト協海コン部会総会 | ハイアット リージェンシーオオサカ |
| 7 | 春の全国交通安全運動査察 | 三田運送株式会社 (三田市) 石見サービス株式会社 (丹波市) | 14 | 取扱部会「役員会」 | 兵ト協 |
| | 取扱部会「正副部会長・監事会議」 | 兵ト協 | 15 | 全ト協重量部会常任委員会 理事会 | 全ト協 |
| 9 | 兵庫県危険物安全安心大会 | 神戸ポートピア ホテル | 16 | 兵ト協 明石支部 総会 | 兵ト協 |
| 10 | 安全性評価事業に係る事前説明会 | 新・都ホテル | 19 | 安全性評価事業研修会 | 明石支部 |
| | 天狼会・役員会 | 兵ト協 | | 全ト協引越部会総会 | 西播支部 |
| | 百貨店部会「全体会議」 | 兵ト協 | 20 | 安全性評価事業研修会 | 全ト協 |
| | 自動車関係団体連絡会 | 自動車会館 | 21 | 全ト協・総務委員会 | 和田山 ジュビターホール |
| | 食品部会「全体会議(期首を迎えて懇話会)」 | マンダリン パレス | | 全ト協 第90回交付金運営中央委員会 | 全ト協 |
| 12 | 但馬支部総会 | 新温泉町 | 兵ト協 | 東播支部 通常総会 | |
| 13 | 税制問題小委員会 | 全ト協 | 兵ト協 | 兵庫支部 総会 | 第一楼 |
| 14 | 総務委員会 | 兵ト協 | 22 | 重量・鉄鋼部会「正副部会長・監事合同役員会」 | 兵ト協 |
| 15 | 小学新入生下敷き等贈呈式、交通安全教室 | 山の手 小学校 | | 重量・鉄鋼部会「役員会」 | 兵ト協 |
| | 近畿地区道路利用者会議定例会議 | シーサイドホテル 舞子ビラ | | 全ト協タンクトラック部会総会 | 全ト協 |
| 16 | 兵青協「新・旧合同役員会」 | 兵ト協 | 兵ト協 | 西播支部 総会 | 西播支部 研修会館 |
| 17 | 全国道路利用者会議・理事会 | 東京都・ル 東霞ヶ関ビル | | 陸災防一本部 理事会・総代会 | ホテルパシフィック 東京 |
| | 兵青協HOT21(総会) | 山田屋 神戸市中央区 | 兵ト協 | 西宮支部 総会 | ノボテル 甲子園 |
| 18 | 兵ト協 北播支部 通常総会 | 三朝温泉 | 兵ト協 | 東部支部 総会 | アルカイツク |
| 20 | 20年度交付金実施報告ヒアリング | 兵庫県 | 23 | 兵ト協 西神戸支部 総会 | ホテル オーグラ神戸 |
| 21 | 平成20年度決算監事監査 | 兵ト協 | 26 | 兵ト協 東神戸支部 総会 | 未定 |
| 22 | 全ト協「百貨店部会」 | 全ト協 | 27 | 第46回通常総会(決算) | クラウン プラザ神戸 |
| | 三木会 | 兵ト協 | 28 | 全ト協海コン部会総会 | ポートピア ホテル |
| 23 | 食品部会「正副部会長・監事合同会議」 | 兵ト協 | | —6月の予定— | |
| | 全国専務理事業務連絡会議 | 全ト協 | 6・3 | 百貨店部会「平成21年度定時総会」 | 未定～4日 |
| | 食品部会「役員会」 | 兵ト協 | 4 | フォークリフト運転技能講習会(学科) | 兵ト協 |
| 24 | 中小トラック事業者構造改善支援事業説明会 | 兵ト協 | 5 | 第70回民事介入暴力対策兵庫大会 | 神戸文化 ホール |
| | 神戸市危険物安全協会第1回理事会 | ホテル北野 プラザ六甲荘 | 7 | フォークリフト運転技能講習会(実技) | (社)神戸港湾 教育訓練センター |
| | 路線部会総会 | 有馬御苑 | | 危険物安全週間 | |
| | 兵ト協 神戸中央支部 総会 | 神仙閣 | 8 | 神戸市防災会議 | |
| | K T S 正副会長会議 | クラウン プラザ神戸 | 9 | 運輸安全マネジメント及び下請荷主適正取引推進ガイド | 兵ト協 |
| 27 | 交付金運営委員会 | 兵ト協 | | 全ト協鉄鋼部会第64回総会 | クラウン プラザ神戸 |
| 28 | 中小トラック事業者構造改善支援事業説明会 | 西部研修 センター | 11 | 陸災防近畿ブロック事務局連絡会議 | 奈良県 (場所未定) |
| | 兵ト協 淡路支部 通常総会 | 南淡路 ロイヤルホテル | 13 | フォークリフト運転技能講習会(実技) | 神戸港湾教育 訓練センター |
| 30 | 第2回「近畿トラック協会施策等検討会」 | 大ト協 | 14 | フォークリフト運転技能講習会(実技) | 神戸港湾教育 訓練センター |
| | —5月の予定— | | 15 | 第13回兵庫県貨物自動車運送適正化事業実施機関評議委員会 | クレフィール 湖 |
| 5・7 | 百貨店部会「正副部会長・監事合同会議」 | 兵ト協 | 17 | 全国支部事務局長・交通労災防止指導員合同会議 | メルパルク 東京 |
| 8 | 正・副会長会議 | 兵ト協 | 18 | 全国交通労災防止指導員会議 | メルパルク 東京 |
| | 常任理事会・総務委員会合同会議 | 兵ト協 | | 運輸安全マネジメント及び下請荷主 適正取引推進ガイドライン研修会 | 西播支部 |
| 9 | 兵ト協 丹有支部 総会 | 新丹波荘 | 19 | 取扱部会「平成21年度通常総会・見学会」予定 | 岐阜市 |
| 11 | 自動車関係団体連絡会 | 自動車会館 | 23 | 近ト協 正副会長会議 | 新阪急 新阪急 |
| 12 | 全ト協海コン部会正副部会長会議 | 品川 プリンス | | 近ト協 理事会 | 兵ト協 |
| | 安全性評価事業研修会 | 兵ト協 | 24 | はい作業主任者技能講習会 | 兵ト協 |
| | 全ト協労働関係業務担当者会議 | 全ト協 | 25 | はい作業主任者技能講習会 | 兵ト協 |
| | 第1回青年部評議会新・旧合同評議員会(総会) | ホテル北野 プラザ六甲荘 | | 全ト協 通常総会 | |
| 13 | ダンブ部会第11回情報交換会 | 兵ト協 | | | |

安全と安心をはこぶ



平成21年度 貨物自動車運送事業安全性評価事業
「安全性優良事業所」認定のための申請
7月開始!

申請書類の頒布期間

平成21年4月27日(月)～6月30日(火) 土曜日は休業

申請期間

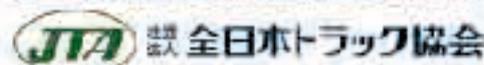
平成21年7月1日(水)～7月14日(火) 土曜日は休業

申請書類は国土交通省運輸支庁及び国土交通省運輸支庁地方貨物自動車運送課(〒777-8501 徳島県徳島市東通町1-1-1)から配布いたします。

全国貨物自動車運送適正化事業実施
機関(社団法人全日本トラック協会)では、「安全・安心優良事業所」「Gマーク」認定制度を実施しています。
Gマークは、厳しい条件をクリアした安全性の高い優良な事業所だけが取得できる、「安全・安心・信頼」のしるし。より安全な輸送社会の実現に向けて、Gマークのトラックは走り続けたい。16p。



国土交通大臣指定
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関



〒102-8514 東京都港区西新町1-6-1 新館211号室-1008
TEL:03-3545-7245 FAX:03-3545-7254

● 国土交通省運輸支庁及び国土交通省運輸支庁地方貨物自動車運送課
<http://www.ita.or.jp>